

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成27年3月5日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 古橋智樹 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 古橋智樹 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. エアコンの設置していない上佐谷小、七会小、新治小への設置計画について
		2. 肺炎球菌ワクチンの継続接種について
		3. 空き家対策について
		4. 地域創生交付金の事業計画について
		5. 地域文化の継承と創造について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 下土田の残土問題について
		3. 広域ごみ処理場建設問題について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 介護保険制度について
		6. 国民健康保険について
		7. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	古橋智樹	1. 坪井かすみがうら市政は、地方創生へ何をめざすのか
		2. 学校教育のハコモノから教育内容の充実予算へのシフト

開 議 午前10時00分

○議長 (藤井裕一君)

ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意を願います。また、各種法

令を遵守した上で発言をしていただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から簡明な答弁を心がけるようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

おはようございます。

平成27年度第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1月に行われました市議会議員の選挙におきましては、4期目の当選をさせていただき心より感謝申し上げます。私は市民の皆様により、たくさんの要望やご提言をいただきました。実現のために全身全霊で取り組んでまいり決意でございます。さらに、かすみがうら市の発展と繁栄のために働いていく決意ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、エアコンの設置していない上佐谷小学校、七会小学校、新治小学校への設置計画についてお伺いをいたします。

児童生徒が安心して伸び伸びと健やかに学習ができるよう、学習環境向上の整備のためエアコンの導入が必要であり、何よりも優先しなければなりません。

その観点から、1、入札の時期について。

2、いつまでに設置可能なのか、具体的に伺います。

次に、肺炎球菌ワクチンの継続接種についてお伺いをいたします。

高齢者の肺炎で最も多い原因が肺炎球菌とされております。全国で1年間に12万人以上の方が亡くなっているデータがございます。高齢者の肺炎予防や重症を防ぐためにも、肺炎球菌ワクチンの接種費用に対する助成が不可欠であります。高齢者が暮らしやすいまちづくり、安全安心のまちづくりのために継続接種が必要であります。

1、対象者の内容について。

2、対象者全員に予診表の郵送サービスの実施についてお伺いをいたします。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

昨年11月に成立いたしました空き家対策推進特別措置法は、特措法により市町村は固定資産税の納税情報を活用して所有者を把握しやすくなってまいります。さらに、倒壊する危険や衛生上有害となるおそれがある空き家について、市町村による立ち入り調査を可能としたほか、所有者に対しまして撤去、修繕を命令できるようになりました。命令に違反した場合、50万円以下の過料を科し、行政代執行も可能となる内容でございます。

さらに、国や都道府県が空き家対策の費用を補助する仕組みも整えられました。本年の5月末までの全面施行に向けまして国交省はガイドラインの作成を進めている段階であります。か

すみがうら市におきましては、空き家条例の制定はございますが、さらに中身も充実してまいります。

①空き家の実態について。

②空き家バンクの推進状況について。

③今後の対策と具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、地域創生交付金の事業計画についてお伺いをいたします。

14年度補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金であるプレミアムつき商品券の発行に利用可能となっており、地方創生先行型の活用については国が示したメニューの例のうち、人に視点を置いた5分野が特に重要であると思っております。その内容については、地域が必要な人材を大都市圏で掘り起こす地域しごと支援事業、2番目が地方居住推進のための都市農村交流、3番目が奨学金を活用した大学生などの地方定着の促進、4番目が子育て世代包括支援センターの整備、5番目が中山間地域などで小さな拠点の形成を挙げております。

1、事業内容を具体的にお伺いいたします。

2、消費喚起へのプレミアム商品券の発行内容についてをお伺いいたします。

最後に、地域文化の継承と創造についてお伺いをいたします。

各地域で受け継いできた伝統芸能など、地域の歴史や風土に根差した文化の創造を図り、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティーにより、まちづくりを進める必要があります。このため、これまで地域が育んできた特色ある文化の保存、継承活動を発展させるとともに、国や地域、世代を超えた交流活動や市民の自主的な文化活動の支援が重要であります。

その観点から、伝統芸能、地域の歴史に根差した文化の創造が重要であり、市民主体の文化活動、新しいコミュニティーによるまちづくりが必要であると思うが、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、上佐谷小、七会小、新治小へのエアコン設置計画につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、肺炎球菌ワクチンの継続接種につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、空き家対策についての1番、空き家の実態については総務部長から、2番、空き家バンクの推進状況につきましては市長公室長から、3番、今後の対策と具体的な取り組みにつきましては市長公室長並びに総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、地域創生交付金の事業計画についての1番、地域創生交付金における事業内容については市長公室長から、2番、プレミアム商品券の発行内容につきましては環境経済部長か

らの答弁とさせていただきます。

次の5点目、地域文化の継承と創造につきましてお答えをいたします。

人口減少・少子高齢化時代の到来、都市部への人口の流出、生活様式の多様化などによりまして、従来型の地縁的な地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。本市におきましても、お互いが助け合う地域コミュニティの中で、あらゆる世代が安心安全に暮らしていけるよう、子育て支援や産業の振興、保健福祉の充実等、様々な定住促進策に取り組んでおりますが、それに加えまして新しいコミュニティの形であります特定の分野に特化をしました活動を目的とするテーマ・コミュニティを推進していく必要があると考えております。

その中でも、中根議員ご指摘の地域の文化や歴史、伝統芸能など、地域文化の継承と創造をテーマにいたしましたコミュニティ活動は、郷土を理解する心とふるさとに誇りと、さらには愛着を持つ心を育むふるさと教育の観点からも、とても重要なことであるというふうに認識をいたしております。現在、これらふるさと教育を推進している郷土資料館におきましては、市の歴史資源を学び、市の魅力を引き出し、市のまちづくりをプロデュースすることを目的に活動しております市民学芸員の会や、帆引き船とその漁法の保存継承とそのPR普及を目的に活動しております霞ヶ浦帆引き船・霞ヶ浦帆引き網漁法保存会などを所管しております。これら文化や歴史の観点からも、自主的、主体的に活動していますテーマ・コミュニティ活動団体と密接に連携をしながら、市民と行政がお互いの役割に応じた市民協働の関係で事業を展開しているところであります。

今後も、市民協働のまちづくりを推進していくために、さまざまな分野におきまして市民の皆様方、みずからの創意工夫によりまして自主的、主体的にまちづくりに取り組むテーマ・コミュニティ活動団体の発掘と育成の支援を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、エアコンの設置していない上佐谷小学校、七会小学校、新治小学校への設置計画につきまして、まず1番の入札時期についてお答えいたします。

これまでも、中根議員さんにはエアコン未整備の上佐谷小学校、七会小学校、新治小学校について、教育環境の公平性や児童の健康管理を第一に優先する視点からご質問をいただいております。

ご質問のエアコン設置の入札時期でございますが、平成27年度当初予算に設計業務委託費を計上してございます。年度初め早々にエアコン設置設計業務を委託発注し、工事費の積算を行いたいと考えております。その後、できれば9月の議会で工事費の補正予算を計上いたしまして、可決いただければ10月下旬ごろには工事を入札を行いたいというふうに考えておるところでございます。

次に、1点目2番の、いつまでに設置可能なのか具体的に伺うのご質問にお答えいたします。

設計委託をしまして、現場状況により工事の手法、工事内容も学校ごとによって変わってくることも考えられますが、3校とも年度内にはエアコン設置を完了したいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、中根議員さんのご質問にお答えをいたします。

2点目、肺炎球菌ワクチンの継続接種についてのご質問でございますけれども、ご案内のとおり、予防接種法の改正によりまして、平成26年10月から高齢者肺炎球菌ワクチン接種が定期化となったところでございます。

市では、法定接種対象者、65歳以上の方で5歳刻みの年齢対象者と101歳以上の方というようなことで定義されたところでございますが、そういう方で2,637名に説明書及び予診票を送付し、1月末で901の方が接種をされているところでございます。接種率につきましては、34.17%というようなところでございます。また、任意接種を希望する方に対しましても、定期接種と同様、助成をすることといたしまして、9,110人に案内の通知の送付をし、接種を勧奨しましたところ、1月末での接種者は2,427名となっております。接種率につきましては26.64%という状況でございます。

法定接種、任意接種を合わせますと、対象者は1万1747名で、3,328の方が接種をしてございます。接種率につきましては28.3%となっております。

平成27年度も引き続き任意接種の助成も予定しているところでございまして、対象者につきましては、平成26年度の接種済者または接種が確認をできた方を除きますが、1月末の段階で法定接種者約2,000人程度、任意接種対象者におきましては6,900名程度と見込んでいるところでございます。

次に、予診票につきましてでございますが、中根議員さんよりご助言やご指導をいただいたところでございますが、平成27年度には任意接種対象者も法定接種者同様に申請手続、26年度においては、任意の方につきましては市役所や保健センターへ来庁していただきまして問診票を受け取った後に医療機関へ行っていただいたというようなことでございますが、27年度につきましては対象者全員の問診票があわせて郵送を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3点目、空き家対策についての1番、空き家の実態についてお答えをいたします。

平成25年8月に今後の施策の基礎資料とするため、行政区長に協力をいただきまして、空き家の件数、状況等の調査を行いました。調査の結果、216件の空き家が行政区長より報告されました。その後、空き家条例施行後に相談があった空き家が平成27年2月20日現在、市内全域で18件というふうに把握をしております。

空き家の実態として主なものは、居住が可能な空き家が94件、修繕が必要な空き家が48件、倒壊のおそれがある空き家が17件、剥落のある空き家が14件、剥落・飛散のある空き家が9件、また飛散のある空き家が3件というような状況でございます。

次いで、3点目の3番、今後の空き家対策と具体的な取り組みについてお答えをいたします。

管理不全な状況の空き家につきましては、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例に沿って、その状況を改善するために必要な措置を講じてまいります。具体的には、行政区長に協力をいただきました調査の216件の空き家のうち、倒壊のおそれがある空き家と報告をいただきました17件と、条例の施行後に行政区長や近隣住民の方より相談がありました18件については、外観調査を行いまして、立入調査や改善要請、応急措置等の措置を講じております。このうち4件については、所有者等との連絡がとれまして改善等の措置が図れております。

また、来年度の固定資産税納税通知書に空き家条例のチラシを同封いたしまして、当該制度の周知に努めるとともに、216件のうち、居住可能な空き家との報告が94件ありましたように、利活用可能な空き家につきましては、空き家バンクと連携して対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、2点目、空き家バンクの推進状況についてお答えをいたします。

市内におけます空き家の有効活用を通じ、良好な住環境の確保と移住定住促進による地域活性化を目的として、空き家バンク制度を設け推進をしているところでもございます。空き家の仲介業務につきましては、市と茨城県宅地建物取引業協会が平成25年1月14日に空き家バンクに関する協定を締結しております。会員であります地元の不動産業者と連携をしながら、この空き家バンクの事業を推進しているところでもございます。

平成26年度より正式に物件登録の開始をしておりますが、まずは制度の周知と物件の登録を推進していく必要があるということで、現在ホームページの開設、あるいはチラシの制作、新聞広告への掲載、さらには先ほど総務部長のほうから答弁がありましたように、固定資産税の納付通知への空き家バンクへの物件登録の募集チラシ、これを同封しながら周知を図っているところでもございます。また、新たに移住された方が居住した後に、地域にスムーズに参加ができるということになれば、地域のコミュニティーの活性化にも繋がるものというふうに思っております。

こうした地域づくりを目的としまして、移住定住のネットワークづくりに先駆的な取り組みをしている状況でございます。先般もNPO法人ふるさと回帰支援センターから講師をお招きし、

行政区長等を対象とした移住・交流セミナーを開催したところでもございます。今後、新たに移住される方に対し、地元住民の方々も含めて受け入れ側の立場としてのサポート体制なども検討する必要があると思っております。

物件の登録には相続の問題など、なかなか登録までには至らない点もございまして、現在の登録物件につきましては4件となっております。また、移住に対する問い合わせもここ頻繁に多くなってきておりまして、残念ながら成約には至っておりませんが、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えてございます。

今後の具体的な取り組みといたしましては、地域創生の地域住民生活等緊急交付金事業を活用しながら、移住される方に対しまして20万円を上限としたリフォーム代の助成を考えてございます。加えて、指定金融機関によります低利のリフォーム融資制度が創設されたということでもございます。これは、かすみがうら市限定という内容でもございます。こういう官民連携しながら、定住・移住の促進に向けた空き家バンクの取り組みに力を注いでまいりたいと、こう考えているところでもございます。

4点目の地方創生交付金の事業計画につきましてお答えをいたします。

当交付金は、大きく分けて2つに区分をされております。

まず1つには「地域消費喚起・生活支援型」で、本市ではプレミアムつき商品券事業を予定しております。2つには「地方創生先行型」で、将来の人口ビジョンや総合戦略の策定が求められているほかに、事業を進める上である程度の実績の評価がなければなりません。これらを明確にして取り組む事業に充当ができるとされておりますので、現在県を通しながら国の実施計画の審査をお願いしているところでもございます。

予定している事業につきましては、本市の地方創生の考え方に沿ったものとして、企業立地促進事業、移住支援事業、地域資源活用サイクリングプログラム等の開発事業でございます。企業立地促進事業につきましては、本市の企業立地促進条例に基づく助成事業でもあり、移住支援事業につきましては、先ほどお答えしたとおり、空き家バンクを活用した移住・定住をする方がリフォーム代としての上限の20万円の助成をしていくというものでもございます。地域資源活用サイクリングプログラム開発事業につきましては、レンタサイクルというツールを活用しながら、本市特有の地域資源等をタイアップしながら、これら地域産業と結びつけられるような新しい魅力あるプログラムを県と連携を図りながら開発をしていくというものでもございます

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、中根議員さんの2点目、消費喚起へのプレミアム商品券の発行内容についてお答えいたします。

プレミアム商品券の具体的な内容については、関係する機関との調整が完了していないことから、お答えができる範囲でご説明申し上げます。

この商品券については、回復が出来る地方の消費喚起や生活支援を目的とした地域活性化・

地域住民生活等緊急支援交付金を財源とした消費喚起プレミアム商品券発行事業として行うものです。プレミアム商品券とは一定の助成率があり、市内の飲食店または販売店、さらには事業所において使用可能な商品券で、事業費は約6760万円を予定しています。助成率については25%、1万円の券で1万2500円分の買い物ができる商品券の発行を予定していますが、発行枚数については、現在委託先として予定している市の商工会との協議において経費等を含め決定するものでございます。

今後の日程については、平成27年7月1日から平成27年12月31日までを商品券事業の実施日程として予定しています。市民への周知については、市と商工会等が連携して準備を進めながら、随時市広報誌やホームページ、市内のキャンペーンとしてのぼりやパンフレットなどにより幅広く市民に周知し、市内産業の活性化に貢献したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目のエアコンの設置していない上佐谷小学校、それから七会小学校、新治小学校についての設置計画については、方向性がきちっと定まったということで私も安心しておりますし、また子どもたちのためにも一日も早く実現させたい、そういう思いで私はここ1年半の間そう願ってまいりました。そういう中で、予算書を見たときに当初は設計だけしか計上していないので、これどうなるのかなと思いましたが、やはり補正予算を9月に組んで、それで事業を開始するという話を伺いまして、本当に待ちに待ったエアコンの設置であるということで地元の方、3校のPTAの方にも早速報告させていただきたいと思っております。

というのも、私がこのエアコン設置に対してかなり力を入れてきた経過というのは、2年前にさかのぼりますと、やはり統廃合がなかなか進まない状況の中で、子どもたちのせいでない——子どもたちが本当に大変な思いをしている、それは行政の責任でもあるし、また地域の責任でもあるし、やはり子どもたちだけが犠牲になっている、そういう姿を見たときに、私は真夏の本当にここ2年間特に暑い日が続きました。そういう中で、私は何としても——子どもたちが勉強している姿、汗を流しながらハンカチで汗をぬぐいながら勉強している姿に通して、やはり3校だけこういう教育環境の状況に対して不公平感を私は感じておりました。

だから、そういう中で今回このように進んだということは私は本当に喜ばしいことだと思っておりますので、私の願いとしては、できれば夏の暑い時期以前に設置していただきたいというような思いがありましたけれども、いろいろな流れがございまして9月の補正ということになりますけれども、先が見えてまいりましたので私は本当に市長をはじめ執行部の皆さんには大変ありがとうございました。一日も早い実現をよろしくお願いを申し上げます。これは要望として申し上げます。

次に、肺炎球菌のワクチンの助成の継続接種についてなんですけれども、肺炎球菌は国のほうの65歳から5歳刻みの助成補助であったわけなんですけれども、やはり私が一貫して述べてきたのは、任意接種も含めてやるべきだと、不公平感があるということで、今年の10月1日から実施して、

また本年も国のほうは5歳刻みになっておりますけれども、市としては任意接種も含めて実施していくということで、本当に私は嬉しく思っておりますし、また昨年10月1日以降、市民からたくさんのクレーム、苦情等が私のほうにも寄せられました。というのも、やはり部長にも再三苦情を申し上げましたけれども、やはり国の制度の助成のみしか予診表を郵送していない。それに対して私は不公平感があるので任意接種も全部やるべきだと、そういう話を何度ももううさいほど話してまいりました。しかしながら、実現はできませんでしたが、新年度においては任意接種も対象者全員にこれを郵送するというので、私はさらに接種率が向上するのではないかと、このように思っております。

というのも、医師のほうでも最初の任意接種については暗中模索のような状況の中で接種率がかなり上がるのではないかと、そういう不安もあったとも伺っております。しかしながら、これは接種すると5年間有効でありますので、だから1回接種すると5年間はやらなくて済む。

それから、もう1点、市民の方からいろいろと相談された内容が、要するに最初この制度が確立する前に実費でもって摂取して、ことし5年目、新たに接種しなければならないということで私は初めての助成をいただく、そういうふうな内容なんですと相談を受けたときに、やはり国のほうの確認もしましたら、国のほうはあくまでも1回のみと。それで、前回実費で接種した方は今回は対象になりませんと。市のほうもそれに則してやはり実費で1回接種した方は新たな対象にはならないという、そういう国と同じ接種方法を選択したわけですが、これはやむを得ないのかなという感じもしますので、この辺を丁寧に説明を、またはかすみがうら広報で徹底をお願いしたいと思っております。

それで、郵送されるのはいつごろになる予定ですか、ちょっとまたきのうも問い合わせがございましたので、いつごろになるのか、再度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

夏前の時期あたりを予定してございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、迅速な対応をよろしく願いいたします。

次に、空き家対策についてですけれども、空き家対策についてはきのう来栖議員のほうにも具体的な答弁もございましたし、私のほうからは特に大事な要点だけを確認したいと思うんですが、地権者との話し合いの推進、これがやはり最も大事なのかなと私は思っております。そういう中で、この制度自体にも非常にいろいろ問題があるわけですが、例えば空き家を解体することになった場合に、地権者がその負担というのは大変な負担を強いられる。そしてまた、更地にした場合には固定資産税が約6倍近くにはね上がってしまうという、そういうふうなネックがあるわけですね。だから、なかなか解体したいけれどもできないという、そういう諸問題。

しかし、今回国自体も腰を上げて、全国的な空き家対策を講じているわけでありまして、本格施行の5月に向けて国でもいろいろとガイドラインを今作成中であるので、固定資産税

についても優遇措置がある。大枠ではもう既に発表になっておりますけれども、最終決定ではございませんので、これは5月に向けてそういうガイドラインが決定されますので、そういう内容も含めて地権者との話し合い、そしていかに空き家を解消していくか。

空き家バンクの利用状況にも、先ほど説明ありましたけれども非常に貸し方、借り方の流れがスムーズに行っていない状況でありまして、これは空き家バンクの推進状況についても大きくネックになっている部分、問題点というのはどういう問題が一番多いのか、再度確認をいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど登録件数が4件という数字を述べさせていただきました。なかなか相続の問題等がありまして多くの物件が登録に至らないという状況でもございます。

また、問い合わせの中ではやはり条件が一つございます。今、国民のアンケート調査等によりまして、若い世代の方、40歳までの方が多くの関東、要するに首都圏から移住をしたいという願望がございます。その中で、一番何を望んでいるかということにつきましては、やはり土地が広い、あるいは建物が直近、要するに10年ぐらいのものでというようなこともありまして、なかなかそういう形で成約に至っていないという状況でもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

空き家対策については、国のガイドラインがはっきりした段階で再度検討していただいて、かすみがうら市に適応した空き家対策を講じていただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、地域創生交付金の事業計画について具体的な説明がございました。そういう中で、茨城県のサービスがすごい内容だということもなかなか一般の方にも知られておりませんので、ここで再度確認した上で、これ窓口は多分かすみがうら市の窓口になると思いますので、これをどのように周知徹底し、どう円滑に運営していくかという部分も含めて再度お伺いしたと思うんですが、例えば茨城県のほうの今回の総予算、交付金のほうが約26億円補正予算として計上されます。そういう中で、県が今行おうとしている事業が4つございます。

そういう中で、農林水産物とか工芸品などの県産品の消費拡大については、インターネットを活用した商品カタログとか、ギフトカタログによる県産品の消費促進で専用のインターネットホームページを立ち上げて県産品を原則5割引きで販売すると。ギフトカタログはフリーチョイス方式で標準価格が6,000円の賞品を4,000円で販売すると。ギフトカタログのアイテムは約100アイテムになります。ギフトカタログは約5万部を茨城県の特産品を県内に割引価格で提供するというような内容になっています。それから、茨城県産の材木を使った木造住宅に対しまして1戸当たり最大20万円の補助を行うと。予定戸数は600戸というような内容になっております。

それから、2点目が交流推進、茨城空港の利用促進、これもすばらしい内容になっております。茨城プレミアム宿泊券、周遊券の販売で、宿泊券は5,000円相当の宿泊券を2,500円で販売をする

と。例えば、1泊2食7,000円の旅館であれば、そのうちの5,000円の宿泊券1枚を使用できまして、つまり7,000円の宿泊代を4,500円で利用できるという内容になります。これは発行枚数は約60万部を予定して、かなりの枚数になります。

それから、3番目の子育て支援、シニア世代の支援について、これは市町村が発行するプレミアム商品券からさらに2,000円の値引きを行うと。これはすごい魅力ですよ。例えば、市町村が——かすみがうら市は1万2500円という一つの目標がありますけれども、例えばわかりやすく1万3000円の商品が買えるプレミアム券を市が発行したといたします。その場合、茨城キッズカードとかシニアカード、シニアカードは65歳以上、私もいただいておりますけれども、それを提示すれば1万3000円の商品を8,000円で購入できるんですよ。幅がかなりありますよね。だから、こういうふうなことも市民の方は全く知らない状況であります。

また、ひとり親家庭の学習支援というのがございます。ひとり親家庭への学習支援のために、児童扶養手当対象者家庭に1万円分の図書カードを配布すると。ひとり親家庭の支援と書籍販売店、文房具の販売店の売上げの拡大を図っていくという大きな4つの柱を掲げて、県は26億円の補正予算計上の中で具体的に進めようとしております。

これは全部じゃないと思うんですが、この窓口については市が窓口になって周知徹底も含めて行うサービスだと思いますが、その辺どう受けとめていきますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えをいたします。

まず、県の事業からご説明をいたします。

県では、やはり市と同じように地域消費喚起・生活支援型、あるいは今後の地方創生の先行型という事業がございます。その中で、地域消費喚起事業につきましては、県のほうでは13事業が取り上げられております。先ほど中根議員さんのほうからありましたように、その中ではシニアカード、あるいはキッズカード、ひとり親世帯への図書カードの助成というような事業が入っております。地域創生先行型事業57事業の中には、先ほどご紹介のあったように例えばふるさと名物商品券、あるいは茨城空港の利用券とかと幾つか57の事業がございます。

まず、考え方といたしまして市町村のほうの事業といたしましては、域内地域内での消費を目的としてございます。県については市町村から枠を超えた域外、地域外、県外と県内というような形で捉えておまして、そこは一つ連携をする事業といたしましては先ほどご紹介のあったシニアカード、あるいはキッズカード、ひとり親世帯の図書カードの配布という状況でもございます。これらの事業が確定をした際には、いろいろな形で市民の皆様方にもどんどんPRをしながらお互いの連携が図れるようなPRをしてまいりたいというのが1点でもございます。

なるべく早いうちにそういう形をとらせていただきますが、広報、あるいはホームページ、各種の情報の発信ツールを利用しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それから、今回の交付金の中で婚活事業という事業もあると思うんですが、その辺のとらえ方は市でどう受けとめていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

婚活事業につきましては、少子化対策事業の一環でもございます。今市で考えている部分につきましては、県のマリッジサポーター、要するに結婚の相談員さんがボランティアで登録してございます。かすみがうら市内にも何名かの方が登録をしてございますので、その方たちのかすみがうら市版のマリッジサポーターをつくっていききたいというのが現状でございます。

また、その中で現在ホームページを改修してございます。その情報発信ツールといたしましてソーシャルネットワークサービス、これらを活用しながらどんどん情報発信をしていくというのが1点、それからマリッジサポーターの方々の情報を導入しながら婚活事業、例えば出会いサポートとかの事業を考えているというところでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

私がいもう一度聞きたかったのは、要するに今回の交付金の中で婚活事業としての予算を使えないのかという部分も含めてなんですが、その辺はどうなんでしょうか。交付金を婚活事業の中に組み込めるかどうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その部分につきましては、これから総合戦略を策定していきますので、その中で位置づけをしながら交付金を充てるという考えでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。まだ詳細に聞きたい部分はありますけれども、これはその都度確認をしてみたいと思います。

それから、最後になりますけれども、地域文化の継承と創造について。

これは市長が施政方針の中でも具体的に説明もございましたし、やはり私は今一番欠けている地域コミュニティーの部分というのを非常に心配しております。人間関係が希薄化する中で、本当に地域の人間関係の絆というものを深めていかなければ、なおさら大変な社会現象の中で人間交流の場というのが失われつつあると私は危機感を持っております。そのように危惧をいたしております。

そういう観点から、市長に話していただきました——私も共感する部分があるんですが、市民協働と、私は本当に好きな言葉ですし、また市民協働がベースになくってはならないと常にそのように私は認識し、またそのような行動をしているわけでありますけれども、やはりテーマとしてこのコミュニティ活動に対して、市長から大卒の説明は何度かございましたけれども、地域のコミュニティについてまた市長が今こういうことを具体的にやっていきたいというものが考えの中にあれば、再度確認したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域の希薄化といいますか、一つはご指摘のように産業構造が大変変わってきたということ、それから核家族になってきたと、そういったことで非常に横のつながりといいますか、そういったものが希薄になってきています。そういったものを再構築をして、やはり地域をみんなで守っていくという、そういう関係をつくっていききたいというふうに思っています。

それから、行政の関係も市民協働というようなことでありますが、大変人口減少が進む中、しかも行政そのものも非常に財政的にも大変な中、やはり市民の皆さんにもこの地域に愛情、愛着を持ってもらって、ともに支えていくような、そういう環境をつくっていききたいというようなこととございます。その前提でやはり地域に対する思いを深めていただけるような、そういった環境づくりかと思っています。先ほどお話ししました、例えば地域の文化であれば帆引き船であるとか、様々なことがありますけれども、そういったものを一つ一つ市民の皆さんに提案をいただきながら地域づくりのほうに努力していききたいというふうに考えておりますので、ご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

どうもありがとうございました。

今回の一般質問の中で、本当にこの選挙期間中にはいろいろな諸問題を提言いただきました。その提言を今後も一般質問の中、また各部長との対話の中でできることからさらに推進し、実現をしていく、そういう決意でございますので、また市長を含めて本当に執行部の皆さんには大変お世話になりますが、情熱を持って今後頑張ってまいる決意でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

答弁訂正をさせていただきたいと思えます。

昨日の一般質問で、矢口議員さんの再質問に対する私の答弁の中で、千代田中学校の学級数を普通学級6クラス、特別支援学級1クラスの計7クラスとお答えしましたが、特別支援学級は2クラスで計8クラスとなるものです。おわびしまして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

日本共産党の佐藤文雄でございます。

私は、さきの市議会議員選挙で新たな税金の無駄遣い事業、広域ごみ処理場建設ストップを初め、国保税や介護保険料、利用料の引き下げ、水道料金の値下げ、子ども・子育て支援の拡充などを公約に掲げ、当選させていただきました。これからも暮らしを守る具体的提案で、公約実現を目指して全力で頑張りますので、よろしく願いいたします。

安倍自公政権が進めようとしている政策、消費税増税10%、アベノミクス、集団的自衛権、原発再稼働、沖縄新基地建設など、どれをとってみても国民多数の意思に背くものばかりではないでしょうか。

私は、国や県言いなりの市政では市民の暮らしは守れないと考えております。国の悪政に立ち向かい、無駄遣いを厳しくチェックし、誰もが安心安全に暮らせるかすみがうら市を目指して全力を尽くします。今回もその立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

問い1、今後の対策を改めて伺います。

東日本大震災から4年が経過しようとしております。大震災で引き起こされた東電福島第一原発事故が大量かつ広範囲に放射性物質を放出、市民の放射能への不安が広がりました。放射線量は逓減しておりますが、そのスピードは鈍化しており、放射性セシウム137による汚染時代が長く続くこととなります。いまだにホットスポットと言われる水たまりなどは放射線量が高く、引き続き放射能汚染対策を系統的に行うことが必要であります。また、福島県の全ての子どもを対象に、原発事故の放射線の影響を調べる県の甲状腺検査で、事故直後に行われた1巡目の検査では異常なしとされた子ども1人が、昨年4月から始まった2巡目の検査で甲状腺がんと診断が確定したことが関係者への取材でわかった。また、がんの疑いは7人になった、こういう報道がありました。当市においても全ての子どもを対象にした長期の医学的観察と早期発見が重要と考え

ます。答弁を求めます。

問い2、茨城県が発表した広域避難計画最終案について。

東海第二原発の事故に備えた広域避難計画策定で、茨城県は2月6日、計画の最終案を県地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会に示しました。この広域避難計画は、30キロメートル圏内に義務づけられた市町村のガイドラインとなるものでありますが、当市は避難者の受け入れ先となっております。改めて計画案に対する市長の見解を求めます。

問い3、霞ヶ浦汚染対策を県及び近隣市町村と共同で国に対策を要請することについて、その後の対応を伺います。

霞ヶ浦は、当市にとっては貴重な水産資源であると同時に、観光資源であります。しかし、原発事故によって、霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が流域河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつあることが明らかになっています。環境省と茨城県が測定した結果によれば、霞ヶ浦流域河川及び湖内の底質の放射性セシウム濃度は、最大で4,200ベクレルという値を示しております。風評被害だけではありません。私は、かすみがうら市が先頭に立って近隣市町村と協同して、国や県に対して霞ヶ浦の汚染対策を講じるよう要請することを再三求めてまいりました。前日も具体的な行動を起こすよう市長に要請いたしましたが、その後の対応について答弁を求めます。

2、下土田の残土問題について。

かすみがうら市や県内の市町村でも不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは、茨城県は首都圏のごみ捨て場になる危険性があります。今回起こった下土田の残土事件は、幕ノ内区長である戸田實さんらの勇気ある行動で、その不当性の実態が明らかになりました。にもかかわらず、市当局は業者言いなり、こういう追認を重ねたため、残土搬入は最後までとまりませんでした。結果的には、残土はうずたかく盛られた状況となっております。しかし、問題は解決したわけではありません。現在、残土を搬入した業者とは連絡がとれない状態であり、いまだ完了届が出されておられません。一方、地権者は当初の作物品種であるサツマイモにかえて栗苗を植栽するとしております。本当に農地としての活用がされるのかが疑われるものであります。

問い1、今年度で農地の一時転用期間である5年が経過しますが、現在、農地法違反の状態にあります。平成27年3月末までに畑地として復元できるのでしょうか、市長の答弁を求めます。

問い2、幕ノ内の分裂状況解消について、その後の対応を市長にお伺いいたします。

市長は前議会の答弁で、幕ノ内区は従来から1行政区として運営されていたが、平成23年3月30日付で新たな行政区の設立届が提出されたということを明らかにしました。しかし、市としては、既存の行政区を分割する理由が見当たらないことから不受理としたと述べ、話し合いによる解決をお願いしたと答えております。しかし、分裂行動をとったのは届け出側であり、現区長側ではないことは明らかであります。したがって、現区長側に対して従前どおり幕ノ内区として取り扱うのが当然だと考えますが、市長の答弁を求めます。

3、広域ごみ処理場建設問題について。

問い1、これまでの経過と予定について伺います。

今定例会に石岡市と小美玉市で構成される霞台厚生施設組合への加入についての議案が出されております。この石岡市を軸とした広域ごみ処理施設建設問題は、昨年の6月定例議会における岡崎議員の一般質問で初めて明らかにされましたが、それ以前には議会には一切報告もなされて

おりませんでした。しかし、7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、当市と茨城町を含む4市町による広域ごみ処理場施設建設へと急展開したと思われます。これまでの経過と予定について、改めて報告を求めます。

問い2、議会での徹底審議と住民への周知、意見の集約について市長の見解を伺います。

この問題が初めて議題として取り上げられたのは、昨年9月の第3回定例議会であります。一般会計補正予算に環境保全対策費委託料で一般廃棄物処理事業の532万5000円が計上されました。その際に、ごみ処理施設広域化についてという資料が提出され、初めて審議されたわけでありませぬ。私は、慎重に検討すべきだと意見を述べましたが、その後の調査により問題点が明らかになったために、昨年の11月21日、第4回定例会で一般質問したわけでありませぬ。その際も、ごみの広域化の問題については徹底した議論が必要だと述べました。

今定例会前に開催された2月24日の全員協議会に、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画案が提出されました。そして、この計画案を市民に公表して意見を募集するということではありませぬが、その期間は、何と2月27日から3月12日木曜日としてありませぬ。これで市民への周知が図れると考えているのですか。これは明らかに今定例会で何が何でも震台厚生施設組合への加入を決めたいということではないでしょうか。余りに住民を置き去りにして進める行為ではありませぬか。

総額132億円もの税金を投入して広域ごみ処理施設を建設することが前提になってありませぬが、問題であります。私は議会での徹底審議と住民のコンセンサス、いわゆる合意ではありませぬが、必要だと考えませぬが、市長の答弁を求めませぬ。

問い3、1月28日付常陽新聞記事にかかわって市長の見解を伺います。

ことし1月28日付常陽新聞記事には、4市町による新たな広域ごみ処理施設建設に向けた組合設立にかかわる内容が具体的に書かれてありませぬ。記事では、昨年かすみがうら市の参入で当初の枠組みどおり、4市町での新広域組合の設立が本決まりとなったとありませぬ。そこでお聞きしませぬ。

1つ、ごみ処理施設広域化について、坪井市長は当初から4市町での整備を考えていたのでしょうか。

2つ、今当市のごみ処理は新治地方広域事務組合で運営されてありませぬ。新広域組合の設立となれば、行政の二重構造、ダブルスタンダードとなってしまうのではないのでしょうか。

3つ、新処理施設は2021年度終盤の完成見通しだとありませぬ。2021年度とは平成33年度ではありませぬが、「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」、この期限は平成31年度までです。新治地方広域事務組合及び環境クリーンセンターの運営については、どのように考えているのでしょうか。

4、また記事では、新施設完成後は、現在新治地方広域事務組合で処理している土浦市新治地区から排出されるごみの処理は土浦市に移るとありませぬが、土浦市から協議の申し入れはあったのでしょうか。

以上、4点、市長の答弁を求めませぬ。

4、総合的な子育て支援について。

問い1、市立さくら保育所の閉所問題について改めて市長の見解を伺います。

坪井市長は、国全体が保育所民営化の方向になっているとして民営化ありきの態度であります。が、児童福祉法24条第1項では、市町村の保育実施責任が多く、保育所関係者の運動によって復活いたしました。このことは、全ての子どもの権利と豊かな成長・発達を保障するためには、国と自治体の明確な公的責任のもとで、保育や子育て支援が確保される仕組みが必要であるということでもあります。市立さくら保育所の運営については、この二、三年の間に方向性が二転三転してまいりました。そのたびに、父母の会を初め保護者の皆さんには多大な心労をかけてきたのではないのでしょうか。今、市に求められるのは、5年以上の継続という父母の会の要望を真摯に受けとめることでもあります。

新制度では、市町村は事業計画を策定し、子ども・子育て支援事業を着実に実行することが求められております。事業計画はニーズ調査に基づき、教育・保育提供区域を設定して事業量に対する供給体制を確保するために策定することになります。現実には、産休明けの乳幼児の入所先に不安の声が上がっております。これでは安心して子育てできる環境とは言えません。この事業計画を踏まえて改めて市長の答弁を求めます。

問い2、子ども・子育て新制度の保育及び放課後児童健全育成事業、保育料、利用料について伺います。

4月から始まる子ども・子育て新制度を前に、保育料を値上げする自治体が広がっております。保育料については、所得税、個人住民税の税額に連動しているために、年少扶養控除の廃止に伴い負担増となることから、厚生労働省は平成23年7月、影響を可能な限り生じさせないようとの通知を出しました。ところが、平成26年7月31日の子ども・子育て会議の中で、年少扶養控除が廃止された現在の税額に基づく算定で基準額を設定するとしたことから、値上げする自治体が続いていると考えられます。また、放課後児童クラブについては対象年齢が見直しされ、現在のおおむね10歳未満の小学生3年生から小学生6年生まで拡充されます。新制度施行に当たって、保育料及び利用料についてどのように変わるのか答弁を求めます。

問い3、自己負担なし、所得制限なしの中学卒業までの医療費完全無料化について伺います。

子育てしやすい市として当市が率先してやるべきことの一つとして、自己負担なし、所得制限なしの中学卒業までの医療費完全無料化であります。昨年9月定例会の一般質問で、市には15億円という財政調整基金がある。これを活用すれば可能ではないかとただしたところ、市長は、財政調整基金、医療無料化のための財政負担も含めて総合的に判断すると答えました。検討結果は出たのでしょうか。答弁を求めます。

問い4、就学援助制度の拡充、基準引き上げについて伺います。

義務教育の小中学校でも入学準備にお金がかかります。ランドセルや通学カバン、制服、体操着、上履き、学用品、ため息が出るほど保護者も負担が少なくないと思います。小中学生に、学用品や給食費、入学準備金などを支給する就学援助制度がありますが、保護者に十分に知らされておらず、当市の活用は援助の対象者の比率は3%程度であります。文部科学省によると、公立小中学生の6人に1人、16%に及んでおります。経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な人に情報が届き十分な援助が受けられる制度への改善が不可欠であります。この問題についても昨年6月定例会で一般質問をいたしました。当時の宮嶋市長は、基準の見直しも含めて、あるいは民生委員の関与も含めてもう一度精査して対応していきたいと答えており

ました。改めて坪井市長の見解を伺います。

5、介護保険制度について。

問い1、介護報酬引き下げと要支援外しについて市長の見解を伺います。

安倍政権は2月6日、2015年度からの介護報酬を大幅に引き下げる改定案を決めました。平均で2.27%の引き下げと報道されておりますが、介護職員の処遇改善加算などの加算分を除く基本部分は4.48%の引き下げです。特に、通所介護や特別養護老人ホームの引き下げが大きく、通所介護要支援は20%以上の引き下げや高齢者住宅の10%減算など、事業所の存続が危惧されております。

また、要支援と認定された人を保険給付から外すなどの介護保険制度が改悪されました。要支援1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を、国の基準とする介護保険サービスの対象から切り離し、市町村ごとの事業に移すことは、どこでも平等に介護サービスを受けられる国民の権利を覆すものであります。訪問・通所介護が市町村の事業になれば、自治体の財政状況などに左右され、今と同じサービスを受けられない地域が出ます。居住地域によって格差が広がることは、介護保険への不信を高める結果になると考えますが、市長の見解を伺います。

問い2、介護保険料の改定について市長の見解を伺います。

市は、来年度4月から始まる第6期介護保険計画、平成27年から29年度であります。65歳以上のこの第1号被保険者の介護保険料を現在の基準月額4,900円から5,400円、10.2%アップにすることを今定例会に提案をいたしました。高齢者の暮らしは、たび重なる年金の引き下げ、医療費の負担増、消費税の増税や物価の高騰でますます苦しくなっております。今でも介護保険料の負担が重くて困っているのに、これ以上引き上げられることになれば高齢者の生活は一層脅かされます。今でも、当市の介護保険料は県内で7番目に高くなっているのです。介護給付費準備基金積立金の全額活用や一般会計からの繰り入れで保険料は据え置くべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

6、国民健康保険について。

問い1、国保税の応益割と応能割の改善について伺います。

当市の収納率は88.27%で、44市町村の中で33番目です。私は、前議会の一般質問で、平成24年度の資料によると国保税の現年度分収納率が92%を超える高い市町村の多くは応益割を低くし応能割の比率が高くなっていると指摘し、応益割分を引き下げ、低所得者でも払える税額にして、収納率の向上を図るべきだとただしましたが、まともな答弁はありませんでした。改めて答弁を求めます。

今、来年度の保険税の引き下げを発表する自治体が相次いでおります。引き下げの理由の一つに、国の2015年、来年度からの保険者支援金約1700億円があります。また、平成15年度から、国保の都道府県調整交付金で市町村国保の財政支援が可能になったことも、今回の引き下げを可能にしております。

以上、2点を活用して国保税を引き下げできないか、答弁を求めます。

問い2、国保事業の広域化、都道府県化について市長の見解を伺います。

厚生労働省は2月12日、市町村が運営する国民健康保険の運営を平成30年、2018年度から都道府県に移管する案を全国知事会、全国市長会、全国町村会に示し了承を得ました。国保事業の広

域化の狙いは市町村が行っている国保への財政支援、いわゆる繰り入れですが、この公費投入をやめさせ、国保税のさらなる引き上げと徴収強化を招くものと考えますが、市長の見解を求めます。

7、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り水道料金の値上げは避けられません。

問い1、八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業における水源開発の問題点について。

第1に、現状の水需要と実施協定の乖離、いわゆる違いではありますが、水道事務所長は、茨城県の水のマスタープランにおける1人1日当たり最大給水量は437リットルであり、当市の25年度水道決算では1人1日当たり最大給水量は318リットルでありますので、予測値と実数値である決算値には開きがあると答えております。なぜ、県の水のマスタープランの見直しを求めないのででしょうか。現行の実施協定の見直しをなぜ行わないか、答弁を求めます。

第2に、茨城県の水質浄化についてであります。那珂川の水で霞ヶ浦の水質を浄化することは、さらに悪化させてしまうということをこれまで指摘してまいりました。水道事務所長は、霞ヶ浦を中心とした那珂川、利根川との水融通が実施されていないので、いろいろなご意見を参考にしながら、今後の事業の進捗状況を見守っていきたいとして、水質浄化についての答弁を避けました。しかし、導水事業が完成してからでは遅いのです。霞ヶ浦の水質問題に詳しい研究者の意見を聞くことも必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

第3に、生物多様性条約、生物多様性基本法に違反になることについてであります。環境省は、この生物多様性条約、基本法によりまして小冊子を作成しました。この中で、こんなことをしてはだめという項目に、船乗りや釣り人に対して水、動物、植物をある水系から他の水系へ移動させないことと明記しております。利根川・霞ヶ浦水系と那珂川水系という全く異質な2つの生態系を混ぜ合わせることで環境への影響は検証していません。所長は、国交省において適切な対応がとられていくものと考えておりますと答弁しましたが、この事業は国交省が進めているものであります。導水事業、先にありきで、まともな検証作業ができるのでしょうか。また、所長は、水道事業を安定的に継続させていくためには県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を確保する必要があるとの立場だと答弁しましたが、現在の地下水を活用していけば那珂川からの水は不要ではないでしょうか。

以上、改めて答弁を求めます。

問い2、水道料金の引き下げについて伺います。

市長は前議会において、値下げ幅や値下げ方法等について、さまざまな手段を想定してシミュレーションを行っている段階だと答えました。検討結果は出たのでしょうか。市長の答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についての1番、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る対策における健康調査の必要性につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の1点目2番、県が発表いたしました広域避難計画最終案への見解につきましてお答えをいたします。

県の広域避難計画案につきましては、2月6日に開かれました県地域防災計画策定委員会の原子力災害対策検討部会で、今後も継続的に改定を行っていくことを前提に了承され、3月下旬開催の県の防災会議に報告される予定というふうに伺っているところでございます。計画案では、東海第二原発から30キロメートル圏内の約96万人の避難先を県内30市町村と県外としており、本市はひたちなか市からの一部住民の避難先として割り当てられているところでございます。スクリーニング体制、また複合災害への対応を初めとしまして、さまざまな検討課題がありますので、引き続き今後の策定状況を注視していきたいというふうに考えております。

次に、1点目3番、霞ヶ浦汚染対策につきましてお答えをいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業の保護と存続の観点から重要な施策であるというふうに認識をいたしております。これまで、平成23年から環境省と茨城県が霞ヶ浦湖内及び流入河川を季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施いたしまして、今後におきましても引き続き調査を続けることとなっているところであります。除染事業の推進につきましては、最大の被災県であります福島県を中心に、ほかの県の状況も含め総合的な判断のもとに、国主導により進められものと考えております。

当市といたしましては、引き続きモニタリングの調査の継続、除染技術の開発を含めました県政に対する要望を行いまして、国の判断を待つとともに、今後とも国や県、近隣市町村との連絡調整を密にいたしまして、関係する情報の収集に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目1番、下土田の残土問題におけます畑地への復元につきましてお答えをいたします。

下土田の残土問題につきましては、平成26年第4回の定例会でお答えしましたように、この土地が農地でありますことから、農業委員会に農地として活用ができるよう要請しているところであります。

今後も引き続きまして指導してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、詳細につきましては農業委員会の事務局長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目2番、幕ノ内区の分裂状況解消につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、広域ごみ処理場建設問題についての質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの経過につきましては、昨年8月11日に、石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会へ当市の広域参加の申し入れを行いまして、8月21日の第2回石岡

市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会におきまして、本市のこの協議会への加入が承認されたところでございます。その後につきましても、今回議案として提出させていただきました霞台厚生施設組合規約の内容について協議をしましてまいりました。

今後につきましては、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の各構成市町の議会の承認をいただいた後、県への申請手続及び3市1町において協定書を交わしまして、4月1日から霞台厚生施設組合において3市1町よるごみ処理広域化にかかわる計画の策定及び処理施設の建設及び付帯する事務を共同処理する予定となっているところであります。

議会での審議、市民の皆様への周知につきましては、市民の皆様へに市政に関する報告、意見を聞く機会を活用することは非常に重要なこととあります。市におきましては、市町村におけますごみ処理の現状、課題、さらに現在の処理施設であります新治地方広域環境クリーンセンターの状況等も整理をし、市民の意見を反映させるために3つのプロセスを考え実施をしているところでございます。

1点目が市民の代表が参加する会議での計画の策定、2点目が市民全員が参加できるよう基本計画案に対するパブリックコメントの実施、3点目が市民の代表である議会としての意見交換でありまして、広域化を進める方針等を踏まえ、協議会で検討されている内容、経過につきまして議会に報告しながら進めているものでございます。また、これまでの状況等、現在広域化に関する広報記事の準備等を進めておりまして、今後広報誌にて周知をしていく予定となっております。

次に、1月28日の常陽新聞記事につきましてのご質問であります、ごみ処理の広域化を進めるに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

市民が生活をする上で、また企業等が事業活動をする上で発生する一般廃棄物は、行政が責任を持って安定的に処理する体制を確立しなければなりません。ごみ処理施設はライフラインと同じく重要なものであることから、ごみ処理に関するサービスの維持向上に努めるほか、行政コストの軽減も視野に入れて、限られた財源の中で行政を運営していく必要がございます。

以上を踏まえまして、石岡市、小美玉市、茨城町と協力しながらごみ処理施設の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、新たな広域事務組合は新治地方広域事務組合との二重構造になるのではないかとご質問ですが、霞台厚生施設組合への加入につきましては、ごみ処理広域化にかかわる計画の策定及び処理施設の建設及び付帯する事務を共同処理するための参加でございますので、新治地方広域事務組合と重複する部分はないと認識をいたしております。

次に、平成31年度で協定期限を迎えます新治地方広域事務組合のその後の運営についてでございますが、新たな広域のごみ処理施設は、平成32年から33年度竣工に向け現在準備を進められております。平成32年度以降のことにつきましては、状況に合わせて、組合、構成市に呼びかけて協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、記事の文末にあります、新治地方広域事務組合で処理している、土浦市新治地区から排出されるごみ処理が土浦市に移ると、これにつきましては、土浦市からの協議申し入れは現時点ではございません。

さらに、4点目、総合的な子育て支援についての1番、市立さくら保育所閉所への見解につきましてお答えをいたします。

平成26年第4回定例会におきまして答弁をいたしました。引き続き保護者の皆様に民営化の不安を解消できるよう、説明会を実施していくなど話し合いを進め、合意形成を図って、閉所時期の決定をしてまいりたいと思います。

また、本年4月から市の子ども・子育て支援事業計画に沿って事業を実施することになります。現状では低年齢児保育の需要が高く、計画の中にはさくら保育所の定員枠も含め策定をしていることから、市内教育、保育施設の状況が大きく変わる際には、随時計画を見直すなど、安心して子育てができるよう環境整備に努めてまいります。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次の4点目2番、子ども・子育て新制度につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の4点目、総合的な子育て支援につきましての3番、中学卒までの医療費完全無料化につきましてお答えをいたします。

中学校卒業までの医療費の完全無料化につきましては、昨年9月定例会においてお答えをしておりますが、約3500万円の給付費の増加が予測できるとしています。しかし、県の医療福祉費制度改正の影響による給付費が確定していないことや、年々医療費が増加していること、さらには外来自己負担を補助することによりまして、多受診など安易に医療機関を受診することも考えられますので、さらなる給付費の増加が考えられます。

また、ご質問の財政調整基金を取り崩しての無料化については、来年度から地方交付税の合併算定がえの縮減期間を迎えることで、一般財源の大幅な縮減、減額が見込まれております。経常一般財源が減少する前提で、扶助費等の経常経費を安易に財政調整基金に頼り増額した場合には、経常収支比率を高め財政構造の硬直化を招くことが懸念されております。財政健全化を進める中、難しいというふうにご考えているところでございます。このようなことから、市の厳しい財政状況を踏まえ、近隣市町村の状況を勘案しながら今後検討していきたいというふうにご考えております。

次に、4点目4番、就学援助制度の拡充についてお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、昨年度、就学援助費の算定の基礎でもあります生活保護基準の改定がありまして、保護基準が引き下げられました。しかし、当市では現在も引き下げ以前の生活保護基準を維持し、就学援助費の算定をすることとして対応をしております。また、ご指摘のとおり、算定基準としております倍率につきましては一部の市町村において当市より高い倍率を採用している実態もあるようではありますが、依然として県内の多くの自治体が生活保護基準の1.3未満としておりますことを踏まえ、内容を精査し引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、5点目、介護保険制度の1番、介護報酬引き下げと要支援外しについてのご質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの実現に向けまして、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等に必要な経費を確保するために、平成27年度から第6期介護保険事業計画におきまして介護報酬等の改定が予定をされています。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇の改善、物価の動向、介護事業者の経営の状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、マイナス2.27%の改定率とされています。この介護報酬改定に伴い、サービスの単位が下がることによっ

て利用者の負担も軽くなってまいります。一方、事業者の報酬も少なくなることから、サービスの内容、事業経営が良好な状態で存続されるのかも懸念されておりますので、今後とも事業者への指導に努めてまいりたいと思います。

また、要支援外しということですが、現在、要支援者給付サービスで行われております通所介護、訪問介護の地域支援事業への移行につきましては、本市では平成29年4月からを予定しております。

内容といたしましては、多様な生活支援のニーズに対しまして多様なサービスを提供していくため、サービスの類型化を計画いたしております。サービスには、訪問型として現在の訪問介護相当である訪問介護員による身体介護や生活援助を、通所型として現行の通所介護相当である生活機能の向上のための機能訓練等を行えるようにしていくとともに、多様なサービスとして生活援助、居宅での相談指導、移動支援や通所型サービスの中でミニデイサービス等のプログラムを実施していくことで、要支援者のサービスを補ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、5点目2番、介護保険料の改定についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年から29年度を計画期間とします第6期の介護保険料につきましては、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてで提案をさせていただいておりますとおり、被保険者の保険料負担能力に大きな差があることから、所得に応じまして適正な保険料負担を設定するために、所得段階設定をこれまでの9段階区分をさらに細分化をいたしまして11段階区分としまして、保険料の基準月額を5,400円とするものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、国民健康保険についての1番、国保税の応能割と応益割の改善につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次の6点目、国民健康保険についての2番、国保事業の広域化についてお答えをいたします。

国保事業の広域化につきましては、本年1月13日に政府の社会保障制度改革推進本部において決定をされました医療保険制度改革骨子の中で、国民健康保険安定化のために、国保への財政支援の拡充等により財政基盤を強化することや、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることなどが盛り込まれているところであります。

具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金の決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化等の促進を実施すること。市町村は保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、きめ細かな事業を引き続き担うことが決定をされておりますが、分賦金決定の計算方法など細かな部分につきましては引き続き協議をされることとなります。

現在、改革骨子に必要な予算措置が講じられて通常国会に所要の法案が提出されております。今後は、法案が可決されれば平成30年度の広域化に向けて会議等が設けられると思いますので、そういった協議の中で市としての意見を述べさせていただきたいというふうに考えております。

次の7点目、水道事業につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんの質問にお答えをいたします。

1点目1番、放射線汚染から子どもと市民及び地域を守る今後の対策を改めて問う（特に健康調査の必要性について）のご質問にお答えをいたします。

平成25年度の単独事業として実施した原発事故由来放射性物質による健康影響検査費助成事業を、健康影響が懸念される状態が続いていることから、平成26年度も継続して実施をしているところでございます。

これまでの実績としましては、平成25年度が9名、5家族でございます。本年度は1月末で申請がない状況となっております。平成27年度につきましては、平成25年度の実績及び26年度の状況を踏まえまして、当初予算に5万円を計上させていただいているところでございます。

助成の内容といたしましては、平成26年度までと同様で、ホールボディカウンターあるいは甲状腺検査に係る検査費用の2分の1、上限額で5,000円としてございます。また、事業実施につきましては、引き続きホームページや健康カレンダー等での周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただけますようお願いいたします。

次に、4点目2番、子ども・子育て新制度の保育及び放課後児童健全育成事業、保育料・利用料についてお答えをいたします。

保育を必要とする児童に対する保育所、認定こども園の保育料基準につきましては、算定の基礎となる税目が新制度において置きかえられているなど、一部変更点はあるものの、ほぼ現行の階層区分を引き継いでおります。料金自体も保育標準時間の保育料は現行のものと同額に設定する予定でございます。

階層区分の保育料基準月額を引き継ぐことで、今年度の階層と同等に移行する方が多いというようなことで考えております。

また、保育短時間につきましては、国基準どおりの減額率であります1.7%を標準時間保育料に乗じて計算をしております。

さらに、教育を必要とする児童に対する幼稚園、認定こども園の保育料基準につきましては、

平成26年度までは各施設が独自に定めていた保育料でしたが、新制度では国の基準額を上限に市町村で保育料を定めることとされております。

なお、放課後児童健全育成事業の利用料金につきましては、現行と同じ月額3,000円のご負担をお願いする予定でございます。

よろしくご理解のほどいただきますようお願い申し上げます。

次に、介護保険料のほうでございますが、2番の介護保険料の改正についてのご質問にお答えいたします。

第4期、平成21年から23年度でございますが、総給付費が約68億3200万円で、第5期、これは平成24年から26年度でございますが、これが82億5500万程度になると見込まれ、第4期から第5期にかけての給付費の伸びは約20.8%の上昇となっており、高齢化率も第4期末の平成24年3月1日現在ですが、23.4%から、第5期、これにつきましては27年2月1日現在であります、26.3%と、3%程度の上昇となっていることから、第6期においても給付費の伸びが予想されているところでございます。

第6期の総給付費の見込み額は98億7600万円程度が見込まれ、第5期からの上昇率は前回の伸びと同程度の約19.6%が見込まれているところでございます。

これらを踏まえまして、第6期の介護保険料につきましては、保険料の基準月額を5,400円、年額におきましては6万4800円とするものでございます。

よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

[農業委員会事務局長 根本一良君登壇]

○農業委員会事務局長（根本一良君）

それでは、2点目1番、現在農地法違反の状態にある。平成27年3月までに畑地として復元できるのか、市長の見解を問うのご質問にお答えいたします。

平成26年第4回定例会でお答えいたしましたように、下土田の残土問題に関しましては、再三にわたり県の担当者とともに、地権者に対しまして早急に農地として活用できるよう現地にて指導をしており、現在草刈りの作業をほぼ完了して、注文してあるクリの苗木を植えつけるとのことです。

今後、農地として活用できることと思っておりますので、地権者に対しては引き続き指導してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、2点目2番、幕ノ内地区の分裂状況解消につきましての質問にお答えをいたします。幕ノ内地区におきましては、従来から一行政区として運営をされておりましたが、新たな行政

区の設立届が提出をされ、それを不受理といたしております。話し合いによる解決をお願いしてきた経過がございます。現在もその状況が変わっていないことから、広報紙等の配布物や回覧物につきまして、各戸郵送にて対応をしております。一日も早く状況が解消できることをお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、6点目1番、国民健康保険について、国保税の応益割、応能割の改善について、改めて問うについてお答えいたします。

地方税法で定める国民健康保険税の標準課税総額に記す内訳につきましては、被保険者の課税の公平性を保つ上での基準となっております。

当市の税率については、平成23年度の税制改正を行い、現在に至っておりますが、現在の税率から応能割、応益割のバランスについて軽減及び限度超過額を反映する前の算出額で求めると、応能割分55%、応益割が45%の比率となります。

応益分のほうで定める基準割合については、被保険者均等割が100分の35、世帯別均等割が100分の15となっておりますが、市の応益分の割合は被保険者均等割が100分の31、世帯別均等割が100分の14となっております。世帯別均等割については法で定める基準割合にほぼ一致するものの、被保険者均等割についてはこれを下回り、応能割への依存傾向が見られます。

また、ご質問の応益割と収納率の因果関係についてですが、応益割の割合が低い市町村は収納率が比較的高い傾向にあります。いずれも高い市町村ばかりではなく、一方で、応益割が100分の50を超える市町村でも収納率が90%を超える市町村もあり、その地域性、産業構造や収納対策が影響していると考えられます。

また、保険税の引き下げにつきましては、一般会計からの赤字分を繰り入れしている状況にありまして、医療給付費も伸びているため、今後、市の財政状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

[佐藤議員「1700万はどうしたの」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

1700万円の件ですが……

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時42分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

大変失礼をいたしました。

平成27年度の社会保障の充実・安定化に伴う国民健康保険の財政支援の拡充につきまして、このうち1700億円につきましては、低所得者が多い市町村に配分するというようになっております。現在、平均保険料の収入額、7割軽減と5割軽減に対しまして、国のほうからそれぞれ12%と6%の保険者支援ということがあります。これが新制度になりますと、7割軽減が15%、5割軽減が14%、さらに2割軽減として13%の保険者支援、市に対する国からの支援が行われます。

このことの影響につきましては、7割軽減の保険者数が83人、5割で129人、2割で1,789人ほど支援対象者がふえます。市に対しましても3000万円ほど支援額がありましたが、27年になると7500万円ほどになり、4500万円ほどの支援が増加が見込まれます。

また、このことにつきまして、これを保険料の引き下げにというお話でございましたが、市のほうでは、相変わらず赤字財政分を一般会計のほうから繰り入れている現状に変わりはありませんので、そのような中でこの歳入増に伴っての国保税の引き下げについては、まだ時期尚早と考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

ご質問の7番水道事業についての①八ッ場ダム建設及び霞ヶ浦導水事業の問題点についての①現状の水需要と実施協定の乖離についてお答えいたします。

昨年度と今年度の1月までの調定件数と調定額を比較してみますと、調定件数で1,193件、調定額で2411万4000円、それぞれ増加となっております。調定額が増加となっておりますのは、消費税率の引き上げによるものでございます。調定件数がふえていても、消費税抜きでありますと伸びていないと考えているところでございます。

このことから、現状の水需要は平成19年3月に改定された茨城県の水のマスタープランの県全体の水需要予測値との乖離は解消されていないと思っているところでございます。

議員ご指摘の現状の水需要と実施協定の乖離につきましては、人口減少や節水機器の急速な普及、東日本大震災後の節水意識の高まり等によりまして、水需要が減少傾向にあると思っておりますので、水需要の動向を注視していきたいと考えております。

平成27年1月27日の新聞におきまして、鹿行広域水道用水供給事業から受水する鹿行地域の5市は、県に対し、水道料金の値下げと契約水量などの変更を求める要望書を提出したとの報道記事がございました。県中央におきましても、同様の要望をすべく努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、②霞ヶ浦の水質浄化についてお答えをいたします。

霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質浄化と那珂川、利根川の濁水対策などのため、霞ヶ浦、那珂川、利根川を地下トンネルで結ぶ工事であります。工事の進捗率は、事業費ベースで約78%であると承知しております。

事業の目的としましては、霞ヶ浦の水質浄化のほかに、新たな水道用水、工業用水を供給する新規都市用水の確保等がございます。

さらに、新聞報道によりますと、1月14日に閣議決定された2015年度政府予算案におきまして、霞ヶ浦導水事業の本体工事に係る施設設計費を含む事業費が予算計上されております。国土交通省による検証では、工事再開から完成までに7年かかるとされております。導水事業により、国は霞ヶ浦の水の入れかわる回数がふえることにより水質浄化が図られるとしている一方で、河川のほうが窒素、リンの濃度が高いので、かえって霞ヶ浦の植物性プランクトンが増殖する、導水によって霞ヶ浦の底の泥が巻き上げられ、水質がかえって悪化するなど危惧するご意見をお持ちの方がおいでになるように伺っております。

霞ヶ浦を中心とした那珂川、利根川との水の融通が実施されておりませんので、いろいろなご意見を参考にしながら、今後の事業の進捗状況を見守っていきたいと考えているものでございます。

2月26日、当市牛渡にあります水資源機構霞ヶ浦用水管理所におきまして、環境学習会が開催され、外来植物と外来種であるカワヒバリガイの生息について調査報告がありましたので、聴講してまいりました。水道水源である霞ヶ浦の水質悪化は、避けなければならない重要な課題であると再認識したところでございます。霞ヶ浦の水質保全に取り組む方々のお話を直接聞く機会を得られるよう努めながら、霞ヶ浦導水事業の進捗状況を注視していきたいと考えているところでございます。

③生物多様性条約、生物多様性基本法に違反についてにお答えいたします。

生物多様性条約につきましては、1993年5月に生物多様性は人類の生存を支え、人類に恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要との見地から、日本が条約を締結いたしました。また、生物多様性基本法につきましては、この条約を受けまして、生物多様性の保全と施策の推進により、自然と共生する社会を実現することを目的として、平成20年5月に成立し、同年6月に施行されたものと聞いているところでございます。

霞ヶ浦導水の生態系へ及ぼす影響につきましては、国土交通省において検証に係る検討がなされており、平成26年5月に検討報告書が出されております。国レベルの専門分野の関係者の方々からの意見聴取がなされておりますが、これからも検討が継続されるものと考えますので、状況を見守っていきたいと思っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、水道水源としての地下水の活用は優先して行うものと考えております。しかしながら、霞ヶ浦周辺市町村は、県の地下水採取の規制条例の規制区域にありますことから、取水量が限られており、不足分は県からの受水に頼らざるを得ない状況にあります。水道事業を継続させていくためには水利権の確保が必要であり、そのためにも、県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を安定的に確保する必要があるとの立場でありますので、ご理解をいただきたいと思っているところでございます。

続きまして、ご質問の②水道料金の引き下げについて、検討結果は出たのか。現段階を問うに

ついてお答えいたします。

[佐藤議員「簡単にしてくれよ、簡単に。時間がない」と呼ぶ]

○水道事務所長（田崎 清君）

はい。きのう、宮嶋議員さんから水道料金の引き下げに関しましてご質問いただいております。重複することがございますので、ご理解いただきたいと思います。

水道料金引き下げにつきましては、市長の公約でもありますので、真摯に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

水道料金改定の検討に当たりましては、平成26年度決算状況を見る必要があります。平成23年度にお示ししました平成30年度までの経営予測は、法改正前の旧会計基準のものでありますので、平成26年度以降の新しい会計基準に照らし、今後10年間程度の経営見通しを持った上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

放射能の問題なんですが、甲状腺のことが福島で4年目にして出ているということは、やはり大きな問題なんですね。ヨウ素というのは8日間なんですよ。一気に降って、物すごいエネルギーを出して、半減するという事なので、この当地県南も大きな被害を受けているはずなんですね。そういう点では、まだまだ十分に理解がされていないと思うんですね。

ですから、まだまだこういう検査を受けていない方が多いと思います。ぜひ小学校、中学校の保護者なんかにもきちっと周知をする。小中学校、保育所も含めて周知をするということが必要だと思いますが、教育部長と保健福祉部長、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご指摘いただきましたことにつきましては、今後学校関係、それと保育所と協議をいたしまして、幅広い方に受診を促すようなことで努めてまいりたいというようなことで考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ぜひ文書で出してほしいというふうに思います。よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのようにしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

広域避難計画については時間がないので省きます。

それで、放射能のいわゆる霞ヶ浦の汚染の問題なんですが、かなり放射性物質、いわゆるこれが底土、いわゆる底のほうの土にたまっている。これは高濃度にたまっているというのを東京新聞が記事にしています。この中に、牛久沼、霞ヶ浦、千葉県の印旛沼、手賀沼、それぞれ独自に採取してやると、かなりの高いベクレルがついているということなんですね。

そういうことからいうと、特に淡水魚というのは、セシウムを取り込む、こういう力が物すごく高いんですね。ですから、対策をしなきゃいけないということなんですが、今現在、出荷制限になっているのは、霞ヶ浦ではどれとどれか答えられますか。ここに書いてあるよ。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えします。

ギンブナとアメリカナマズ、ウナギ、ゲンゴロウブナ等でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことで、実際にはかなり深刻な事態だということ。これは東京新聞が独自にやったデータです。これは、市長、こういう現実がもうあるわけですよ。ですから、市長は何か行動をやったかと、とったのですかと言ったんですよ。とりましたか、何か行動を。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

霞ヶ浦の除染関係の要望につきまして、ことし、市のほうから茨城県知事宛てに県政に対する要望を提出をしたほか、霞ヶ浦問題協議会からも要望を提出しているところでございます。

茨城県としましても、この要望を受けて、東日本大震災に関する要望を国に出しているというふうに向っているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

どういう要望を出したのか、いつ出したのか。市長になってから出したんですか。その点を確認して、もしありましたら、その分の文書を後でください。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

具体的には、担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今の手元にある資料といたしましては、県政に対する要望事項については、24年11月15日要望でございます。また、問題協議会等、あと県政要望ということで、先ほども市長からありましたけれども、それを受けまして、県のほうでは東日本大震災に関する要望ということで要望を出されているようでございます。そういう中で、ガイドラインの整備とか、そういうものを要望してきたわけでございますけれども、今回ちょっと動きがありまして、除染関係ガイドラインの平成25年5月版の中において……

[佐藤議員「いいよ、長くなるから。最近やったのかと言ったんだよ。最近やってないということだろう」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

そうです。あと、県政要望につきましては、市長公室でやっていますので、最新版があればそれをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、平成26年度県政に対する要望事項ということで、霞ヶ浦の湖内・河川における放射性物質の汚染の詳細調査及び除染の対策についてということで、県政のほうには要望事項を提出してございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、その文書を日付も含めて後で出していただきたい。これは、だから市長が率先してやってくれというふうに言ったんですよ。近隣の市町村の首長と一緒に国に、環境省でも農水省でも国交省でも乗り込んでいって、対策を練るよというふうに言ったわけです。それについて、今後やっていただきたいと思いますが、そのご意思はありますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

十分に協議して、前向きな形で検討してみたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、下土田のクリ苗の問題なんですけど、この前打ち合わせしたときに、クリの苗はもう既に40本かな、40本やって、その後100本注文したというふうに言っているでしょう。そうすると140本ですよ。私、クリの計画密植栽における若木時代の成育と収量の関係という、これを手に入れて、見ましたら、実際にはクリを開園するときには、1反当たり40本から48本ということらしいんですよ。ということは、全く足りないということだと思っんですよ。

そして、この場合、実際にはまともに収穫になるには七、八年を要するというふうになっているわけですね。

ですから、これまで5年間ほとんどやっていない。そしてその後も、今言ったように七、八年、成園になるまで時間がかかるということになると、十二、三年かかるということになるわけですよ。480万投資をしてこれだけかかる、時間が。この地権者は今何歳なんですか。わかりますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

年のほうは確認しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということで、実際には、こういう形だけで実際のクリ苗で生産をして生計を立てるというようにはなっていないというのが事実ではないかというふうに思います。これはあくまでもカムフラージュだというふうに言わざるを得ませんので、今後も注視したいと思います。

それと、もう一つお聞きしたいんですが、今現在、業者は見つからないと。完了届を出されていないということになっていますね。ということは、どういう状態なんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、そうすると土砂の関係の条例のことだと思いますけれども、業者が見つからないということで、実際のところ、見つからないということは完了報告書も出せないし、実質、土量報告書とか土壌調査報告書とか排水路設置、芝生の設置というようなことも条件で催告した経過がございますけれども、前にもお話しいたしましたけれども、現状といたしましては、のり面の芝については今草等が生えておりますので、今さら草を取って植えるというような、そういうことは必要ないだろうということで、この芝の設置については省いております。

また、排水路の設置につきましても、先般の定例会においてご質問……

〔佐藤議員「どういう状態なのかって言ってるんだよ、今。完了届が出てないんだろう」と呼ぶ〕

○環境経済部長（根本一良君）

完了届は業者が見つかりませんし、実際、催告したものについても実施していませんので、完了届は出ない状況だと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

完了届が出されていないから、一体どういう状態なんだということなんですよ、今。条例上、どういう状態なんですかというの。宙ぶらりんの状態なんですか。未解決だということになるわ

けでしょう。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

この件につきましては、催告、そういうものを行いまして、また土浦警察署と協議をいたしまして、告発するかというようなことも検討いたしました。そういう中で、やはり先ほど言いましたように、土壌調査の報告書、排水路の設置、のり面の実施等のものができたということが判断できれば、告訴もしないというようなことでもございました。あくまでも告訴が目的ではなくて、現場のことが、現場の整備が目的だということで、告訴というような形の方向も一時示した場合もありましたけれども、それもしなかったというのが事実でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何か質問に答えていないんだよ。そういうのは何回も繰り返したって意味がないの。未解決の状態ではないかと聞いたんですよ。そうでしょう。未解決の状態でしょう。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

告発もしませんし、完了届も出てこない状態なので、未解決というような判断かと思います。以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことで、この問題はまだ未解決だということだと思います。

それから、幕ノ内の区の問題なんです。私が質問したのは、分裂行動をとったのは、いわゆる届け出を出したところだと。ですから、今ある、今幕ノ内は現存しているわけでしょう。戸田さんが区長になっているわけですから、そちらは従前どおりにやっていけばいいんじゃないかということなんです。その点についてどうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

双方からの地域の方々の考え方の相違によるものというふうに私のほうでは捉えてございます。

この部分につきましては、行政としてどこまで入れるかという点についても協議をしてございます。市の顧問弁護士等のアドバイスをいただきながら、その中では行政区内の双方の話し合いによる解決というご指導をいただいておりますので、私のほうでは先ほどお答えしたとおり、一日も早い状況の解消を願うものでもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、よろしくお願ひしたいと思います。

広域ごみ処理の問題について、次に移りたいと思いますが、私も今回いろいろなデータもいただきまして、調べますと、かなり以前から水面下で事務レベルで話がされていたりしていたということで、急に出てきたわけじゃなくて、もう水面下で進められていて、ようやくと見えてきたのが岡崎議員の質問からだったということになるわけですね。

そういう意味では、その後、もうトップでほとんど決めちゃって、トップダウンでそれを下におろすというようなやり方になっているんじゃないかなというふうに思うんですね。

きのう、矢口議員が質問をいたしまして、かなり厳しい質問だったと思うんですね。宮嶋前市長が一昨年12月26日に協議会を離脱したわけですね。その後、本来であれば、宮嶋市長は離脱したわけですから、循環型社会形成推進検討会には出席はできないにもかかわらず、副市長の命で環境経済部長が出席をして、その分の報告を出していますよね。

これは、明らかに公務員法違反だというふうに思います。これはどうですか、副市長。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

一昨年の12月に離脱して以降、私は命を出しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

資料がありますね。これはいただいた資料ですが、平成26年2月7日、報告連絡書で石川副市長の判こが押してありまして、行ったのが田崎課長と根本部長、2人ですよ。ということは、命を出していないで、独自で部長と課長がこの循環型社会形成検討会、第3回目に参加したんですか。そしてそれを報告を石川副市長にやったんですか。どうですか、その事實は。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[佐藤議員「自分の判断でやったのかい。あなたが公務員法違反になる」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

ちょっと待ってください。報告書は平成25年2月15日のものですか。今言われているやつは。

[佐藤議員「26年の2月7日です」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

広域の関係につきましては、何度かご説明しておりますけれども、平成十八、九年から始まっております。そういう中で、検討会とか、最終的には市長……

[佐藤議員「質問に答えてない」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

いや、今から答えますので。

[佐藤議員「あなたが単独でやったのかと聞いてるんだよ」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

はい、実際12月26日に離脱したということで、その前からずっと同じような会議を持っていたわけです。それで、職員といたしましても、12月26日に市長が急に離脱したということで、その次の会議でございますか、その会議に対しましては、一応同じ方向を向いていたわけですがけれども、離脱したということで、その場において謝罪に行きました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

謝罪に行ったというふうな形にはなっていませんよ、これは。平成26年2月7日で、これはあなたがわざわざ第3回の循環型社会形成推進検討会に独断で行ったんですか。そうすると、あなたが公務員法違反になるんだよということなんです。どうですか。自分の判断でやったの。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

出席して謝罪したのは事実でございます。一般常識的に判断いたしまして、十八、九年からずっと協議をしてきましたので、そして急に離脱するような形にもなりましたので、一般常識的な考えで謝罪に行ったわけでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

何回も時間がないので、これはあなたが独断でこの会議に参加したんですか。それだけで答えてください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

一般常識から判断して出席して謝罪を述べました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

独断で行ったということですね。確認します。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

一般常識からの判断で謝罪を述べました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうふうな言い逃れをやっているというところが、いかに問題かということだと思っ
すね。

それから、これも矢口龍人議員が質問したんですが、市長は7月13日に当選をした。その翌8
月11日に参加を申し入れたわけですね。1カ月もたたないんですよ。部長も熟慮したというふう
に言いますが、これは余りにも短いと、短期間だというふうに思います。これは選挙公約にして
ありますか、この広域ごみ処理場の建設については。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをします。

正式な公約という形で文書にはしていないと思います。ただ、そういった話題が出たことは記
憶をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

話題が出たということで、それで1カ月もたたないで参加をするということは、もう既にその
前に広域のごみ処理場ありきだというふうな立場だったのではないですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

きのう矢口議員にもお話ししましたように、広域のごみ処理につきましては、いろんな議論が
以前から進んでおりまして、新治広域も老朽化している、そういう中で、これからあるべき姿、
している中で、市民には迷惑をかけられませんので、よりよい施設も含めて、コストも含めて総
合的な、私も急ぎ判断する中であいつた加入という形で判断させていただいたものでございま
す。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際には、平成22年2月12日、廃棄物広域処理システム協議会、当市の加入についてという、
こういう起案文書があります。このときに、もう市長は参加していいというふうな立場でいたわ
けですね。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、広域がありきというのは、国のほうの指示、それから県がそれにまたかかわって、県もブロックをつくるというふうな流れでやってきたと。同じように、宮嶋前市長は単独も視野に入れるような検討をしていたけれども、副市長はそれに逆な意味では、市長の立場ではなくて参加をするというような方向で進めていたように思われますが、どういうふうな立場にいたか、お答えできますか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

私がこちらに就任していたときに、まず一報の報告を受けましたけれども、勉強会に参加してよろしいかというお話を受けまして、情報が何も来ない中での判断というのは非常に厳しいだろうということで、勉強会への参加は指示をしておりました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

勉強会だというふうにおっしゃいました。いずれにしても、私がもう一つ言いたいのは、余りにも急に我々の前にこの話が出たということなんですね。小美玉のほうは、実際には平成26年6月に一般廃棄物処理基本計画を策定しているんですね。そして、策定に際しては、アンケートをやっていると。市民の意識を把握して、その後に市民代表等の構成される審議会に諮問したと。それからパブリックコメントをやったということになっているんです。

当市はパブリックコメントは、私が指摘したように、2月27日から3月12日、この期間だけです。ということは、どうやって市民に周知したんですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

計画書ができましたので、それでパブリックコメントに供したということでございます。1つは、パブリックコメントということで、市民に周知したということでございます。また、審議会等もございますので、その中でも答申をいただくような形になっております。

また、市民の代表であります議会の中でも、協議会に復帰後は他構成市と合わせて同様の報告をしておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問がわかっていないね、あなた。どうやって周知したんですかというのに答えていないでし

ようと言っているの。ホームページにアップしたからって、市民に周知したとならないんですよ。どうやって周知しましたかというのに質問答えていないでしょう。2月27日から3月12日でもう終わりでしょう。どうやってそれを周知したんですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

パブリックコメントを行うということでホームページ等で周知をしているということでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、ちょっと議長、とめてください。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時34分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

先ほどの佐藤議員の平成26年2月7日の件、勉強会に対する謝罪の件で、私のほうからつけ足しをいたします。

先ほどの勉強会のほうに一方的にその前の12月に前市長が離脱するというで終わってしまいましたので、勉強会のほうに謝罪に行きたいということで、口頭報告がありましたので、私のほうが事務決裁規定の権限で、私の専決事項の中で行くことを許可しましたので、ご報告いたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

周知のことでお答えいたします。

周知につきましては、先ほどもお話ししましたが、ホームページ、また千代田庁舎、かすみがうら庁舎、あじさい館、中央出張所におきましては、プリントアウトしたものを窓口に置きまして、周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう点では、きちっとした文書なり、全ての家庭に小美玉のようにアンケート調査をするとか、そういうことまでしていないと。まさに住民無視もいいところだというふうに思います。

つくばでは、総合運動公園の問題がありまして、今、直接請求運動、住民投票で決めようというような運動が行われております。それから、日野市、これは広域化計画の撤回を求める監査請求を行っています。そういう意味では、この市民を無視した拙速な判断はやめるべきだと。慎重審議を重ねてその内容を市民にきちっと公開して、そして市民のコンセンサスを得る、それからでも遅くないというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民の皆さんのご意見を十分聞くというプロセスは大事だと思います。今回のこの判断につきましては、昨年8月に、昨日の矢口議員のお話にもお答えいたしましたように、ごみ処理というのは一日も欠かすことのできない大変大事なライフラインの一つでございます。そういった中で、この近隣の広域が動き出している中、私は総合的に一番コストが安くて市民に迷惑をかけないような形の施設を判断したというようなことでございます。

このことにつきましては、今後より広く市民の皆様方にお知らせしながら、ご理解を得ていただきたいと思います。そして、議会の皆様方には、今定例会におきまして十分にご審議いただきまして、結論を出していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

だから、決まったから後で市民に理解してもらおうという方法はだめだというんですよ。住民にきちっと説明をして、それからでも遅くないんじゃないですかという質問に対して、全く答えていない。もう決まったから、あとは理解してくれという、これ押しつけじゃないですか。ですから、この問題が大きく今からなるんですよ。皆さん知らないんですよ。これをやはり問題だというふうに思います。

それから、新治地方広域事務組合との問題では、ダブルスタンダードじゃないかというふうに言いました。そうじゃないというふうに言いましたけれども、実際には、新治広域事務組合の環境クリーンセンター、これはどうなるんですか。これどういうふうに協議をしているんですか。協議もしていないわけでしょう。そういう事態で、本来であればこちらで結論を出す、一定の方向性を出す。出した後にこの霞台のほうの加入ということも考えられますよ。全く違うじゃないですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

新治広域につきましては、ご承知のように、31年までの協定というふうなことでございまして、

す。そういった経緯を踏まえましての判断でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、31年でしょう。だから、31年でやめるんですか。そういうことをきちっと方向づけをした、その後でこちらのほうの霞台ということも視野に入ると思いますよ。両方じゃないですか。こっちは全く協議していないんですよ、新治広域事務組合のほうでは。協議すらしていない。土浦のほうは長寿命化計画をやっていますでしょう。58億ぐらいかけて、平成48年までもたせるというふうになっているわけですね。そういう事実もご存じなわけでしょう。そういうことになれば、土浦の新治地区は抜けるということがもうほぼ決まりになっているんじゃないですか。ですから、常陽新聞もそういうふうな記事を出している。

協議をなぜしないんですかというふうに言っても、答えないじゃないですか。だからダブルスタンダードになってしまうというふうに言っているんですよ。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それぞれの市の実情もあると思います。ただ、先ほどお話ししていますように、協定書がある中で、それぞれ立場のこともありますので、理解をした上で私どもは判断をしているところでございます。

協議につきましては、しかるべきときに、当然協定書もありますから、しっかりとしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

なかなかかみ合わないということなんですけれども、とにかく住民無視だと、知らせていないということでもあります。

それと、この大型ごみ処理施設の建設、それから広域での建設というのは、これは、国のごみの行政が大量生産・大量消費・大量廃棄を前提にしてきたんですね。ところが、ごみの埋立地がなくなるという、そういう中で、ごみは何とかなければならないというふうになったと。ところが、やっぱり燃やすのが一番だというような焼却中心で進んできたんですが、その後、1990年の末ごろに、ごみを燃やすと有毒なダイオキシンが発生するということで、このダイオキシン対策、ここに大きな重点が移ったんですね。そして、国はダイオキシンを出さない対策を口実にして、自治体に広域処理、大型焼却炉建設を押しつけて、結局焼却炉メーカーがこれは大歓迎するような方向になったわけです。

こういうごみの広域化というのはスタートになったのではないかなというふうに思います。

それで、前にも私一般質問で言いましたように、2000年には循環型社会形成ですね、そういうこともできて、循環型でいこうというふうになったけれども、民主党政権が長寿命化の流れをつくったが、その後アベノミクスで大型焼却炉にまた逆戻りになったというふうなことを私言った

と思うんですが、実は、1998年以降にダイオキシン対策として大規模な焼却炉が推進されるようになったんですね。ところが、今度はごみが足りなくなるというような事態が起きて、東京の23区では、今までプラスチックを分別したのを、プラスチックまで燃やしちゃうというような事態に陥っているわけですね。

今回のごみの処理施設の設計計画についても、過大だというふうに思われるんですね。それは、平成22年度の3市1町のごみ焼却量から施設を計画している。220トン。平成22年の実績ですよ。ところが、ごみを減らそうというわけでしょう。それから人口も減っていくわけでしょう。そういう意味では、ごみの減量化と人口減少をあわせて考えたら、今のその110トンの2基というのは過大になるということは、明らかなんじゃないですか。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在の段階は全くの計画の段階でございまして、そういったものについては今後の協議の中で現実に合わせてやっていくものをいうふうに私は理解をいたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

こういう議論も実際には、前の一般質問で言いましたように、石岡市の環境経済委員会で具体的に述べられて、議事録までも出ていると。その議事録に従って常陽新聞が記事にしているということなんですね。

ですから、石岡市議会、環境経済委員会、ここのルールに乗ってそれに進んでいるという事態が明らかなんじゃないかなというふうに私は考えるわけであります。

いずれにしても、時間が足りないので、1つ問題に挙げたいのが、ごみ処理施設のいわゆるメーカーの問題を取り上げたいと思うんです。

実は、このパネルは、ごみ焼却炉談合の住民訴訟の判決なんです。被告は川崎重工、JFE、それから談合5社、それから日立造船、同じJFE、三菱重工業というふうになって、それぞれこれは認定の損害が出された中身なんですね。

これは、ごみの市場のいうのは、ごみの焼却炉の談合の一覧表を見ますと、実際には川崎重工や日立造船、JFEエンジニアリング、三菱重工業、タクマの5社なんですね。こういう鉄鋼会社とか造船会社などが談合をやっていたということで、公正取引委員会から独禁法違反の排除勧告が出されたわけであります。

こういう談合の実態があるわけなんです、やはりここで問題なのは、談合のもとだけではなくて、実際にこれまで新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターのほうの入札の結果が、私調べたんですが、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターの建設工事は、平成4年6月4日に出されまして、予定価格が68億円に対して、落札価格が67億4650万なんです。何と99.2%というふうな落札率だったわけです。これは、また入札の参加者、これを見ますと、川崎重工、そして住友重機械工業株式会社、株式会社タクマ東京支社、日立造船、三菱重工業、5社なんですね。落札したのが日立造船なんです。

霞台の、これはその前に恐らく入札があったかもしれませんが、霞台のあの施設、ごみ処理焼却炉のメーカーはどこですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えできればよろしいんですけども、確認しておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私は、聞きましたら、直接は聞いていません、日立造船ということです。これは、公正取引委員会が審決というのがあるんですね。この5社がどのような手法で入札談合を行っていたかという様子が書かれてあるんですが、これは、実に深刻な状態なんですね。焼却炉の建設計画があることが判明した地方公共団体の工事について、受注希望者を募る。希望者が1社の場合はその社を受注予定者としますと。希望者が複数の場合には、希望者間で話し合い、受注予定者を決めると。受注予定者に決まった社は、その工事の価格を決めて、ほかの4社について受注予定者がその価格を受注できるように協力すると。こういうふうな仕組みをつくっていたということが明らかにされたわけであります。

ですから、公正取引委員会が問題だということで独禁法違反で排除勧告を出した。この排除勧告を出したメーカーが、今この新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターで述べました5社、ぴったりなんですね。ですから、霞台の施設、焼却炉メーカーのときの入札もどうだったのかというのを、私後で調べますが、同じように調べてみていただきたいというふうに思います。

実際に、この排除勧告により5社が入札談合を行っていたのは、1994年から1998年までの期間なんですが、その前はこういう談合が続いていたということで、公取が入ったわけですね。ですから、この事実も逆に大きな問題があるというふうに思います。

今パネルで示したように、市民オンブズマンが徹底して、この公取の審決を受けて裁判で戦って、実際に勝訴を勝ち取ったということであります。現実には、こういう住民訴訟で起こした裁判の中でも明らかになりましたが、実際には多額のお金になるわけですね、返還金。ところが、実際には業者は、メーカーは2割3割当たり前で利益を上げていたというふうに言われております。そういう意味では、こういう大きな焼却炉ということについても、一つ問題に考えていく必要があるのかなというふうに思います。

時間が参りました。あと5分なので、保育所の問題のほうにちょっと移りたいと思います。

実際に私が質問したのは、父母の会が5年以上の継続という要望書、これを真摯に受けとめるべきなんじゃないかというふうに言いましたね。市長は、この父母の会の5年以上の継続という要望書をどのように受けとめていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご要望につきましてはよく理解をいたしております。そういった中で、私も就任しましてから、父母の会、保護者の会と協議をいたしまして、私の気持ち、市の方針、そういったものを伝えさせていただきまして、今後は円滑な形で民営化に向けてご協議いただきたいということをお願いしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際には、とにかく閉所閉所という、閉所ありきではだめだということなんです。要望書というのは大事であります。それと同時に、実際に事業計画については、ニーズに対してどういうふうに提供するかという具体化が必要なんです。より具体的にどここの保育園、こども園、地域型保育園というふうに、それぞれ何人、計何人というような計画が必要になってくるんですよ。今の計画でいきますと、どういうふうな状況になりますか。さくら保育所を閉所できるという環境にあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在の、27年度というよりは26年度の経過で申し上げますと、さくら保育所周辺の児童の数と、よそからも児童は集まってはきておりますが、それと民間における施設、それで見ますと、やや民間のほうでは受け入れが全てできないというような状況でございます。

現在の子ども・子育て事業計画の中におきましては、さくら保育所を含めたものでの事業計画というようなことになってございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

部長にお示ししました。保育所の待機児童というのは、4月の時点よりも10月の時点にかなりふえてくるという傾向がある。これは今まで直近のやつだと2013年がありますが、4月と10月比べますと、1.9倍というふうになっているんですね。こういうふうに待機児童の解消にはきちっとした受け入れ体制を持っていかなきゃいけないということを確認していただきますが、この問題についてはどう考えますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

現在の市が持っています公立の保育所、あと民間の保育所、これで全て市内の児童数をカウントしますと、現況の施設の中で賄えるというような数字でございますが、現実的には、保護者の方でも希望の保育所等がございますので、その点では保護者の希望どおりに受け入れられていないというのが実情でございます。また、昨年来からさくら保育所での乳児についての途中入所と

というようなことで、再三ご指摘もしていただいたところでございますが、27年度におきましては、そういうふうなゼロ歳児から2歳児までの児童を26年度よりは多く受け入れたいというようなことでの体制整備としまして、保健師などの配置を現在計画しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

本日3番目の質問となり、お疲れのこととは存じますが、いましばしおつき合いのほどよろしくお願いします。

質問前に一言申し上げます。

さきの当市市議会議員選挙におきまして、私の志に「一からやり直します」を掲げ、皆様方より一方ならぬご支援を賜り、この市議会、そして行政関係の皆様方に再度お世話になることになりました。

私は、人間万事が塞翁が馬をモットーに、とことん発言、実行力で、机の上の論議を市民の皆さん、ひいてはかすみがうら市の発展のために努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成27年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、坪井かすみがうら市政は、地方創生へ何を指すのかについて質問いたします。

坪井市長は、市長再選後の半年間、衆議院議員選挙、茨城県議会議員選挙、そしてかすみがうら市議会議員選挙を挟み、公務の傍ら、専ら多くの市民の皆様から意見吸収に時間を費やしてきたものとお察し申し上げます。

その間にも、日本の政府は第3の矢の失速を補うべく、地方創生プログラムを今や構想から実行段階へ踏み入ろうとしています。

日経平均株価も1万9000円に迫り、鬼門の2万円超えをするために、日本政府も躍起となり、この地方創生プログラムで基礎的な国づくりの改革を目指すものであり、あわせて地方のまちづくりをさらに目指すものでございましょう。そして、為替円レートがデフレ克服とのせめぎ合いの状況をよそに、世界の局所では極悪非道なゲリラや反日への軍備を投資するやからがマネーロンダリングを続ける世の中もありますが、私たちはそのようなあしき世界があろうとも、さてまた住めば都も魅力度全国最下位との茨城のやゆを受けようとも、このかすみがうら市をいとおし

く、この皆様方との一期一会の人生に与えられたこの地方創生の機会を逃してなるまいと、座して死を待つのではなく、動かなければ変わらない、このかすみがうら市を坪井市長はどのように命令、指示なさるのかとともに、地方創生のテーマである「まち・ひと・しごと」について、このかすみがうら市に地元の還元を目指す税収的な見地から費用対効果の執行部としての取り組みについてをお伺いいたします。

1点目、坪井市長は、市長2期目就任後、現政府施策の地方創生を初めとした機会に、現在まで何を対策として講じてきたか伺います。

2点目、坪井市長は、今後地方創生枠へどのような体制で対策を講じるのか伺います。

3点目、市内の産業分類分野ごとの事業規模、労働人口、賦課等の要因をどのように捉え、地方創生を当市に取り込めるのか伺います。

4点目、かすみがうら市の地の利として、近隣との協調として、基幹道路の計画、そしてインフラ整備に限らず、地方創生枠の機会をどのように取り込めるのかお伺いいたします。

次に、学校教育の箱物から教育内容の充実予算へのシフトについて質問いたします。

温故知新といたしまして、現代の基礎となった明治時代の教育予算でございますが、国家予算の3割を割いて今の日本があるという逸話がございます。現在の日本の国家教育予算は全体の1割弱ほどともされておりますが、明治時代になぜ3割も計上して強い国家を実現したか。江戸時代の土農工商における格差や、儒学を根本的にまことに役に立つ教育内容に改めなければ、諸外国に追いつけないとの判断でございましょう。

さて、昨今の教育予算の現況は、昨日の矢口議員の質問にありましたように、学校統廃合、小中一貫校の先進例が見受けられます。私は、これら人口減少による合理化とともに、教育内容の充実を図るべき、そして特にこのかすみがうら市が特色あるまちづくりを狙うならば、原点回帰した学校教育、各教科の取り組みに力を注ぐべきとも考えます。

地域によりましては、子どもたちの才能、遺伝子は異なります、例えばつくば市の研究学園都市の子どもであれば、論理的な研究者の思考の傾向であろうと察しますが、このかすみがうら市は農業、工業、商業のエンジニア的な技術志向の傾向であろうと私は思うところでございます。

また、当市の教育費は、景気低迷の長引くことから、昨今の健全財政化も強まり、さらには3・11の震災の背景も加わり、学校の施設充実ばかりに偏り、当市の子どもたちに適した教育振興費の充当がやや不足した結果、皆様もご承知の学校現場での苦労が起こってしまった要素であろうとも私は察するところでございます。

そして、今後は未来を担う子どもたちには、子どもたちの将来に役立つ考え方を各教科から学び取っていただきたいと願うものであります。近年の学習指導要領を補完する理科の観察実験指導や英語のCLT、情報教育のICTなど、文科省のフォーマットをごく一般的に与えるのではなく、物心が養われる小学校の年代こそ、例えるならば算数で数学的な考え方を育てるような取り組みを、さらには国語ほかさまざまな教科におきましても、おのおの子どもたちが得意な教科を見つける機会、動機こそ学校を楽しいと思わせ、ひいてはかすみがうら市の特色の目標であろうとも考えられます。

ぜひ、これらが小学校から中学校へ進学し、学校現場の生徒指導の負担軽減に結びつかせる仕組みを目指していただきたいものでもございます。点数を獲得するためのアルゴリズムのような

機械的、形式的な教育強化ではなく、人生将来にわたって役立つ考え方を、小学校期から知的コミュニケーションを養わせるというポイントでございます。そのために、教育振興費をまずは他市町村同等に捻出させていただきたいという趣旨で伺うものでございます。

1点目に、合併以来の市政において、学校教育における校舎建てかえや統廃合など、施設設備関連事業への配分が決算としてどれだけまことの教育振興費を圧縮してきたのか。近隣市との教育実績をもとに見解を伺います。

2点目、統廃合案件を踏まえ、よりよい健全性や学業・運動実績を目標に教育振興費を組み立てるべく、市独自の教育事業として、未来を担う子どもたちとかすみがうら市のために今後どのような内容を計画・立案して目指すべきかお伺いいたしまして、以上第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番及び2番、地方創生におけるこれまで講じてきた対策及び今後の対策につきましてお答えをいたします。

地方創生は、地域がみずから考え、実践していくことが必要でありまして、そのためには、地域総ぐるみで取り組んでいかなければならないというふうに考えているところであります。さらには、地域外の有識者、専門家なども加えまして、検討していかなければならないというふうに思っております。

私は就任後、さまざまな分野の方々と意見交換を行う中で、市の目指すべき今後の方向性を自分なりに考えてきたところでございますが、来年度において、本市の人口ビジョンや総合戦略を策定をする中において、さまざまな分野の代表の方々や専門家の意見を踏まえ、また市役所内にもこれまでのような硬直的な組織体制にこだわらない意見集約、アイデアの創造を図っていくべきだというふうに考えているところであります。

どのような体制でとのご質問であります。去る2月20日付でかすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を立ち上げました。本部構成につきましては、市長、副市長、教育長を初め、各部長級職員で構成をしておりますが、専門部会も設けまして、機動的に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、有識者や専門家による会議も立ち上げてまいりたいというふうに考えております。

また、総合戦略策定の過程におきましては、市議会におかれましては、何度も議論をお願いする必要があると考えておりますので、ご協力をお願いをいたします。

いずれにいたしましても、地方創生にかかわる総合戦略は、平成27年から31年までの5カ年の計画でありますから、何が最もかすみがうら市にとって重要なのか、必要なのか、本市の総力を結集して議論できるような体制の整備に努めていく所存でございます。

次に、1点目3番、地方創生におけます産業分類分野の要因の捉え方と本市への反映につつま

してお答えをいたします。

産業としての第1次産業であります農林水産業、第2次産業としての製造業、第3次産業としての商業等のサービス業のいずれにおいても、本市においては縮小化が見られるような厳しい状況ではありますが、これら本来の産業の強みを生かし、積極的に地域に反映・還元する仕組みが必要であるというふうに考えております。

特に第1次産業につきましては、課題も多くありますが、6次産業化などチャンスも多いと考えておりますので、地方創生におきましては極めて重要なテーマと考えておりますし、第2次産業としての製造業は、政府も企業の地方移転を積極的に進めるべきとしておりますから、取り組むべき分野であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ご質問のとおり、産業の分析を進めて地方創生に取り入れるという考え方は不可欠であるというふうに考えております。この際、国から提供される予定の地域経済分析システムにおいて、いわゆるビッグデータの活用が可能となってまいります。議員指摘の点につきましても、当システムを活用いたしまして、計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

次に、1点目4番、地の利を生かし、近隣と協調した地方創生枠の本市への取り込みについてお答えをいたします。

地方創生におきまして、複数の市町村などが広域的に連携した取り組みに対しまして、交付金の上乗せも検討をされております。広域観光や都市農村交流などで複数市町村との連携を初め、自治体が提案します事業に対して広域連携の視点を含めることは、今後極めて重要であるというふうに考えております。

政府において地方版総合戦略策定のための手引の中で、市町村間の連携、都道府県と市町村との連携を留意点の一つとして示し、定住自立圏や連携中枢都市圏の形成を初め、広域連携の施策に積極的に取り組むことが期待されることとしてしていることから、広域連携の視点について積極的に配慮していきたいというふうに考えております。

次の2点目、学校教育の箱物から教育内容の充実予算へのシフト、1番、学校教育におけます真の教育振興費の圧縮については教育部長から、2点目2番の未来を担う子どもたちのための今後の計画立案につきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目2番、統廃合案件を踏まえ、よりよい健全性や学業・運動実績を目標に教育振興として組み立てるべく、市独自の教育事業として、未来を担う子どもたちとかすみがうら市のために、今後どのような内容を計画立案として目指すべきか問うとのご質問にお答えいたします。

教育環境の充実を図るためには、校舎の大規模改修や耐震化など施設設備や、学校図書館司書などの人的配置の充実も必要ですが、子どもたちにとってより身近な先生たちの指導力の向上やスキルアップも大変重要であると認識しております。

先生方への指導力の向上の取り組みとしましては、今年度、平成26年度から、授業力向上研修講座として各学校の教科主任を対象に、外部講師による国語及び算数の模範授業の参観、研究協議を行い、子どもたちの学習意欲が湧くような授業づくりを学んでいただきました。

参加した先生方には、研修で受けた内容を各学校へ持ち帰り、同僚の先生方へも広く伝えていただくことで、全体的なレベルアップにつながったものと考えております。

今後も、学習指導方法の改善を図る授業を計画してまいりたいと考えています。

また、今回の定例会で審議をお願いしております市いじめ防止等に関する条例の制定に伴い、児童生徒へのいじめ防止プログラムの取り組みを進めることとしているように、児童生徒の健全な育成に資する授業にも取り組み、さらなる教育振興を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

古橋議員さんの質問にお答えいたします。

私からは、2点目1番の合併以来の市政について、学校教育における校舎建てかえや統廃合など施設設備関連事業への配分が決算としてどれだけまことの教育振興費を圧縮してきたのか、近隣市の教育実績をもとに見解を伺うとのご質問にお答えをいたします。

平成17年の合併以来、当市における学校施設の整備としましては、志筑小学校の移転整備を初めとしまして、下稲吉中学校校舎、下稲吉東小学校の耐震補強、下稲吉小学校屋内運動場及び西校舎の改築等や、統合中学校となりました霞ヶ浦中学校及び平成28年4月に開校を予定しております霞ヶ浦地区統合小学校の施設整備、さらには新治小学校、上佐谷小学校の校舎耐震化も図っていくこととし、児童生徒が安全に安心して学ぶ環境の整備に努めているところでございます。

また、まことの教育振興費の圧縮とのご指摘でございますが、小学校教育振興費、中学校教育振興費を決算額ベースで見ますと、例年ほぼ同規模であり、縮小というふうには考えてございません。

なお、近隣市町村間における一般財源における教育振興費の比率及び児童生徒1人当たりの教育振興費の割合などについては、土浦市、石岡市、つくば市の決算を確認させていただきました。それぞれ、教育振興費に含めている事業内容に差異が見られるため、一概に比較することは難しいものであるというふうに考えているところでございます。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地方創生関連の質問でございますが、私は、現在の政府が地方創生の構想を練り始めて、霞が関の再編成をして、ここ最近、ここ数カ月のことではなく、ある程度地方創生の、東京に一極集中している形を地方に分散させ、そして各地域が独自の特色を生かして循環を目指すという

ことから、私は早い先進の取り組みでは、狙うべくところは同じですから、もう既に要望の段階、相談の段階まで行っているところも恐らくあるとは思いますが、当市が何ゆえそのように、私がこう改めて質問するようになった感触として、遅くなってしまったのか。執行部としては遅くはないというご見解だと思いたうんですが、私からすれば、もうちょっと早い取り組みができたのではないかと考えるところであります。

総合戦略のチームをつくることは大いに結構なんですが、余り、今までもかつての昭和、平成と歩んでいく中でもそういった大規模な会議、合議体を持ってまちづくりを検討してきたということはあると思いたうんですが、どちらかといえばその場を消化してきたというような、消極的な言い方になってしまいますが、特段に費用対効果があったということよりも、国・県から国庫金、交付金をいただいてその予算を実行させる根拠というところが実際のところだと思いたうんですが、私は、この株価が2万円上がるまでに3.11もあって大分時間を要しました。だからこそ、ここは絶対後戻り、また2万円から下に下がってしまうようなことがないように全国の市町村が取り組んでいると思いたうんですが、このかすみがうら市、皆さんの行政経験をもってかすみがうら市はどういう特色なんだというのは、地方創生のフォーマットメニューが流れてこなくても、私は取り組めたものと、国の予算がつくんだという意識でもっと早く先手を打つ。そして、4月1日の国の箇所づけの予算発表のときに、まずはかすみがうら市これをとったという、そういった私は取り組みをしていただきたかったと考えるところではございますが、そこに至れなかった、これからまず会議だという、そのあたりについて何か執行部としてのご意見をお聞かせいただきたいと思いたいます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今の東京一極集中、人口減少、今始まったことではありません。これは平成のバブルの、昭和60年代の後半から始まってきているものでもございます。そういう中で、国は本当にその人口減少をどういうふうに捉えてきたかという点については、少し見方が甘かったかなと、私自身はそう考えております。私ら職員といたしましても、その部分についてはいつも頭の中に置いて絵を描いてきたという持論は持っております。

そういう中で、先ほど市長の答弁にもありましたように、国の伴走的な支援の中で、地方としていかにみずから考えを出して実行していくかという点が重要なキーポイントであるというふうに私は認識をしております。それが、今現在総合戦略と合わせたキックオフ体制かなという捉え方を私はしております。

過去の議論で有識者会議というようなご指摘がありましたが、今回の場合につきましては、メンバーの選出については産官学金労と、これまで実践をしてきた方を含めた中で現在は考えていると。例えば、労働団体であれば、先ほど質問の中にありましたように、技術者等を含めた中、あるいは、金融機関が今どういう動きをしているかというのをも察知をしてございます。そういうものを含めた中で連携を図ってまいりたいという考えでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今のご答弁からすると、その総合戦略の準備に時間をかけて、坪井市長が選挙公約で掲げてきた、坪井市長がかすみがうら市にとってマイナスの懸案事項であったという改善に時間を費やしてきたのかなというふうに私は捉えたいと存じます。

そして、その質問を続けさせていただきますが、総合戦略、私もまだ平成27年度の予算案につきまして網羅しているわけではございませんが、この質問の機会にあわせてご答弁をいただきたいんですが、その総合戦略を組むために予算をいかほど組まれているのか。概要で結構でございますので、ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

現在のところ、先般全員協議会でもご報告をしたとおり、国の緊急対策事業といたしましては6667万4000円、それから地方創生先行型事業の中では4464万4000円という現在の補正予算として組まさせていただきます。ただ、この地方先行型については、これからの総合戦略をもって対応するという点でもございますので、その策定を10月までに実施をすることになります。その中で、交付金をどの事業にどれだけ充てるかというようなことは考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、中根議員の質問にもあった、事業としてではなく、総合戦略のチームとして編成するのにどの予算を概要として設けているかということをお尋ねいたしました。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

有識者会議のことになるのかなというふうに思います。月2回から3回ぐらいを予定しなければならぬという考えでもございます。報償費等あたりが主になってくるかなと思いますが、何せまだ空想というか、今は発想の段階でもございますので、その幾らぐらいかかる、幾らぐらい予算化するという部分については、また議会のほうにも改めてご報告をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私がこの4月1日にとっていただきたい、仮にとれなくてもお願い・相談をできたチャンスというのは、かすみがうら市は統一地方選に入っていないんですよ。だからこそ、ほかの市町村よりも早く取り組めるのかなと私は考えておりました。ここに来て、改めて総合戦略チームで地方創生を目指すということで、大いに結構でございますので、私は今後余り手間暇を余分にかけ過ぎずに、先ほど中根議員の答弁にありましたような、企業立地なら企業立地の相談に行けるよう

な、もう先行して国の予算の枠をとりにいけるような動きをやっていただきたいというふうに思う次第でございます。

それで、私は、かすみがうら市の特色ということで、改めてこの質問に際しまして幾つか書類を執行部をお願いいたしまして、皆様のお手元にあるかと思えます。当市の所得税、530億のかすみがうら市民の方の所得があるという円グラフつきのもので、そして人口ピラミッドですね。かすみがうら市が近隣の先進地そして茨城県全体とどのような人口構成の比較があるのか、そして、当市の先ほどの市民の方からいただいた税金、そして国の交付税をもとに公共事業としてどれだけ25年度で発注して、その発注が、どのような地域に発注して金額が流れているのかという書類をつくっていただきましたが、かすみがうら市のまず人口ピラミッド、地方創生としてももちろん国全体としては団塊の世代と団塊のジュニアの突起点をもとに、少ない人口の年齢世代をどのように補っていくかということがテーマだと思うんですが、かすみがうら市におきましては、右隣のつくば市と比べて一目瞭然のように、若い就労世代が少ないということが明白でございます。

私は、あすの施政方針の中でも伺うつもりでおるんですが、この地方創生にとっては、つくば市よりはかすみがうら市のほうがいろいろ面倒見ていただかなければならないという条件が、このグラフにあらわれていると思えます。

まずは、こういったところを、本来ならばもう私は分析してあって、私がつくらなくとも逆にご提示いただけるような状況であっていただきたいと思いましたが、このような状況を市長にお尋ねしたいんですけれども、このかすみがうら市、県の平均から比べても形的に若い世代が細い。これが地方創生に取り組んだからといって、右隣のようなつくば市になる可能性というのは、市長としてはどのようにお考えでありましょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私どもかすみがうら市のまず高齢化率、ご承知のように26.数%というようなことで、市の平均でやや高い、約平均でありますけれども、そんな状況の中でまず考えなくてはならないと思っています。そして、つくば市の場合、特にTX線沿線に非常に今新しい住宅地が張り付いてきて、非常に活気があり、地域振興が図られているわけでありまして、非常にそういった意味では、我々もある意味では大変すばらしいなというふうに期待をしているところであります。

しかし、私ども、こういった環境の中で、やっぱり我々生まれ育った、そして逆西地区には新しい方々の地域もあるわけでありまして、そういった皆さんがまずこの地域に住んでいることを誇りに思って頑張ってもらえるような、そういった環境をつくらなければなりませんので、一番やっぱり地方創生もまち・ひと・しごとというふうに言われますように、まちのビジョン、それから人、いわゆる人口ビジョン、そして仕事とあるわけでありまして、一番大事なことは、やっぱり仕事、働き場を確保するということが一番だというふうに考えておまして、そのためにどうするかということをやっぴり考えていかなければならないということで、地場産業を含めて、地域の環境を生かしたことをアイデアを考えながらやっていきたいという、そういった思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

さすがに市長でもこの人口を改善、数%させますと言うには、これは難しい問題でありますので、言えないと思います。つくば市は、ご承知のとおり、私の若輩者が言うまでもなく、かつては同じ新治郡という形で、今6町村ですか、合併した形になっておりますけれども、かつては同じような松林で何も無いと言ったら失礼かもしれませんが、今のような研究学園都市はもちろんならぬ中、先人たちはそこで合併して何とかこの地域を立て直そうとして、今のつくば市があるわけでございます。そのときに、当市はそのような取り組みをしなくてもそこそこやっつけているという自負もあって、今が、このかすみがうら市があると思います。その差でありますから、やはりこの地方創生ということも大事にしつつ、私が言いたいのは、何も合併が消極的なことではないということも含めて、総合戦略の中では十分検討するに値するものであろうと私は考えるんですが、もちろんこの国の予算をスルーするための組織ではなく、そういったものも含めて総合戦略というものはお考えになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

総合戦略の一番の大きな目的、人口減少をいかに食い止めていくか、いかに現在の人口を維持していくかというところが大きな課題でもございます。また、それが目的でもございます。それには、先ほど市長からお答えがあったように、若い人がいかに働く場をつくっていくかということが一番の大きな目的でもございます。その中には、本市に仕事をつくって安心して働ける場所、そこで仕事が生まれ、人が発生をすると、それが市の好循環につながってくるというふうには思っております。そういうところをしっかりと今後議論してまいりたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その地方創生で雇用の拡充を目指すということでもありますけれども、大概にして国の国庫金絡みの雇用の拡充施策、私のこの40年余りの人生の中で、やはり相談しやすいところにそういった予算、制度は流れてしまう。いわば大企業、この市であれば日立建機さんなどと、当市におきましても税収面で大変お世話になっているわけではございますけれども、そういった大企業等、ある程度実績のあるところの交付金のやりとりの後ろで、中小企業も少なからず地元のために貢献したい、雇用でも貢献したいという気持ちもありますし、ましてや住民税も今度は特別徴収で協力していくということでございますので、その地方創生の総合戦略チームのほう、こういった中小企業にはどのような配慮ができるのかとお尋ねしたいのですが、そこで、中小企業というと商工会さんにご相談すれば十分配慮ができると思いがちなんですが、私は必ずしも商工会の会員の皆さん方だけではないと思いますので、そのあたりの中小企業の商工会に属さない、そして納税をいただいている皆様方への配慮というのは、どの程度意識を持たれているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどのご答弁の中で、いかにその有識者会議をどこまで掘り下げるといふか、人材を見つけしていくか、あるいは立派な経験者、実践者のご意見を伺っていくかというご答弁を申し上げました。まさにその辺については、ある団体からの推薦というわけではございません。この制度そのものがそこまで真剣になって日本をまた支え直すということでもございます。それはかすみがうら市にとっても同様でございますので、そこは十分に配慮しながら、有識者会議のメンバーを選出してまいりたいというふうを考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

その総合戦略でぜひそういった事業者としても、私も事業者の小企業の一人でございますけれども、なかなか市にお役に立てないかもしれませんけれども、頑張るつもりで地元で商売を行っております。ぜひそのあたりの配慮も賜ればと思います。

それで、先ほど書類を作成を依頼した中の、総務分の公共事業の発注をごらんいただきたいんですけども、実は、東京一極集中という、地方創生の解消するという目標がありますけれども、当市の一般会計百五十、六十といった億円の中で、公共事業総計を契約した内容を見ますと、複数年で繰り越しているものは除いているということなんです、17億しかないんですね、たったの。私はもうちょっとあるのかなと思ったんですが、そのうち1割が東京の事業者に流れているという実態もあります。

私は、いろいろ今回の定例会に、施設の管理のいろいろルールを事細かに設けていただいておりますけれども、ぜひ、入札工事等は本店所在地、入札の条件をいろいろつくって苦勞されているのは承知なんです、ほかの契約の公共事業につきましても、何か市の税収として、そして雇用としてつながるようなものを、私はぜひこの地方創生の戦略の中で改めて政策的なものを設けて、最終的に契約に参加、入札に参加できる業者は雇用をもっと市に協力すると、そういったポリシーを組み込むべきと思うんですが、そのあたりは可能であるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどお答えいたしました本市に本店という形での入札、落札ということになるかなと思いますが、本市の事業者の仕事をつくる、またそれが安心して働けるようにするという一つでもございます。仕事が生まれ、新しい人の流れができて、新しい産業が創出する。これはまさに本市にとっても好循環というふうに捉えておりますので、その辺も具体的な中での検討というか、協議の案件にさせていただければなというふうに思います。考え方として、私は今述べさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、建設工事はある程度ルール、慣例ができておりますので、それ以外の公共発注を、地方創生の趣旨に沿った形で税収が入るようなポリシーを組んでいただきたいということでございますので、ぜひ従来の建設工事の制度に限らず、ほかの公共発注につきましても地域の循環を設けるためにご検討いただければと思います。

そしてもう一つ、円グラフの所得状況の書類に基づいて地方創生をお尋ねしますが、特に坪井市長は、あすの質問の中でもお尋ねする予定でおるんですが、このグラフを見てのとおり、農業所得者というのは全体の1.5%で、大概の方が、86%の方が給与をもらっているという状況であります。けれども、これまでのかすみがうら市の歩みですと、比較的の第1次産業、農業に対して手厚くやってきた状況であります。私は農業を営んでおりませんので、商業の立場からすれば、税制の農地の賦課などが宅地の課税に比べれば十分私からすればうらやましい形でもありますので、ぜひ国の地方創生の事業に限らず、市の事業でも、やはり地域の循環というものを見詰め直したときに、農業ばかりが特色ではないという点も配慮いただきたいと思いますという点についてご認識をお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今、産業別の要因の捉え方ということでご指摘をいただきました。ただ、そういう課題の中で年々縮小化が見られているというのも現状でもございます。しかし、この厳しさを、このピンチな状況を、また豊かな本市の特性を生かしてさらに発展をさせていくというのも一つでもございます。

先ほど答弁しなかったんですが、農産物の企画商談会なんかも既にやってございます。その中では、市内の農家の方々が大手のスーパーとの契約なんかもございます。また、大手スーパー等からの話し合いも来てございます。それだけ地方創生、国の考え方がどんどん地方へ向けて、大手企業なんかもそういう形に見えているのかなという感じがしております。

こういうことの取り組みなんかも含めて、今後の検討というか、ますます企画をつくっていききたいなという感じではあります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、ずばり言いますと、こういった課税の分布であるのに、さきのような歩崎に1億5000万も直売所を新たに供給の設計もなく設けたということが、私が市議会に戻る前のことであります。大変驚きでもありますので、新たに総合戦略という中では、そういった実績をベースにしっかりと根拠を整えていただきたいと思いますという次第であります。

続きまして、2点目の教育関連の質問の再質問をさせていただきます。

ご答弁いただきましたが、再度明確にご答弁をお願いしたいんですが、私は、先ほどの地域創

生のときの特色と同じようなんですが、当市にとっては何か得意科目はないのかということをお尋ねしたいんですね。あえて全国で、茨城県内でかすみがうら市が総合順位何位だということはお尋ねしませんけれども、その中で、うちの子どもたちはこういう科目が得意なんだ、そういうこともこういう議会の中で認識していくことも大事だと思うんですが、何かそういうここでご説明いただけるようなかすみがうら市の子どもたちの状況というのはございますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの質問にお答えします。

当市では、読書の時間というものを数年来重視してきております。それで、朝の自習の時間を読書の時間に充てて、それで理解力などを高めるというようなことに資するということも含めて取り組んできているというところもあります。

これによって、落ちついた一日の生活のスタートにつながる。あと、国語の読解力向上にも多少プラスになっているのではないかとというようなことで、結果としても、国語の学力テストの結果などについてはいい結果が出ているのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今大山教育長からありました国語に関して、当市の教育振興費というのはどういう予算措置があるんですか、ないんですか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

国語に関してということでの資料は特に持ち合わせておりませんが、ピックアップしますと、教育振興費が一番大きく占めるものは需用費、需用費というのは教材費等の消耗品類です。それから、使用料、こちらはパソコンの借り上げ使用料。それから、扶助費と申しまして、就学支援費。ですから、学校の国語に関してという意味でいうと、特別に集計したものはございませんので、ご答弁申し上げることはできません。大変失礼しました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、具体的に数字はお答えなくても、恐らくないと思っておりましたので、教育長が命令した号令を各学校の先生方がそのようにお努めいただいた手間ということだけだと思いますので、しかし、それでうまくいけば、やはりそこに投資して成果をもっと出すというのは、私は教育振興費の本来のあり方だと思いますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

学校現場においては、この読書に偏ったというか、特に読書に力を入れて、ほかの教科の自習の時間に充てるということがなくなるとは、国語だけ重視するということにつながるのではないかというような、そういうようなご意見も学校現場では出るときがあるというようなことを聞いております。ただ、特に1年生あたりから、そういうことを習慣として位置づけていくことによって、短期的なものではなく、長期的に考えていけば、大変有効な施策であると考えて、私も現場にいたときには、これについてはかなり推奨して実施に取り組んできたところであります。そういったところから、かなり一つの何か子どもたちにこういった力をつけさせたい、あるいは習慣をつけさせたいという意味では、何か特化して取り組むということも大変有効な手立てではないかと考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は教育に関しては素人の類いだとは思いますが、やはり子どもたちが教育よりインターネットの中の情報のほうが興味深いから、どちらかといえばそちらに走ってしまって、それが悪い方向に向かっていったりするわけでございますので、私は、だからこそ教育振興費というのはそういった大山教育長が成果を出しつつあるようなものに予算措置していくべきと思いますが、財政部門にお尋ねしますが、地域創生というものは、そういった教育関連、そして地方創生に限らずそういったところに教育費として配慮することは従来どおりなんですか。今後はどのようにお考えになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

地方創生というよりは、市の財政の中での考え方でございますが、ここまで統合小学校の整備あるいは老朽化対策ということで、これまでも進めてきた経緯がございます。これが過ぎれば、ある一定の費用に戻していくというのが私ども現在の考え方でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

近隣の評判に限らないんですが、やはり学校教育がいいという評判は、人口をふやすという目標に至っては、かなりウェイトが大きいと思うんですね。つくば市、確かに研究学園都市の町並みが立派だから人が集まっているということもあります。研究所があるからということもあります。ご承知のとおり、しかし教育のレベルが高い、そういうところでふえているという実態もあるわけでございますから、私は、それこそ地方創生の狙うべき一つでもあろうと思いますが、この私の考えにつきましてご見解はいかがでございましょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど私の答弁の中では、施設整備に係る経費がこれまで伸びてきたという考えの中でご答弁を申し上げました。内容の充実が、さらに充実をしていくということであれば、その部分についてはやはり投資あるいは予算を増加するという考えではございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

私は、かすみがうら市の昨今の消極的な案件が起こる、起こってしまった、これは振り返れば十分に教育に楽しい授業として認識させてあげることができなかった、そういう責任を思う次第であります。ですから、教育振興費というものに、子どもたちが興味関心を増して保護者たちもそれに理解を示し、その評判がかすみがうら市の人口につながるという仕組みに目指していただきたいと思うのでございます。

さきの、今回も出ておりますが、子育て支援に関する予算の投資というものは、私は手厚くし過ぎたところでも、親の負担軽減が幾分軽くなったところで、子どもの家庭教育がよくなるとは私は考えておりませんけれども、この考えにつきましては、市長、いかがでございませうか。子育て支援を手厚くしたところで、私は親の負担が軽くなるだけで、子どもの家庭教育が改善するというものではないと思うんですが、いかがでございませうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

子どもの教育にとって、学校の役割、それから親の役割それぞれあると思います。そういう中で、やっぱり子育てはいいということは、それはある意味ではすばらしいことではありますけれども、考え方の中で行き過ぎた場合に、親の責任をもある意味では薄くするような、そういった施策であれば、逆にマイナスな面もありますから、その辺の親と学校、地域の関係をやっぱり相乗的によくしていくような、そういうことが必要かなというふうに私は考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございました。

決して私は子育て支援に予算を投じることは否定するものではありませんが、手厚くやるという余力があるのならば、教育振興に予算を投じるべきという考えでお尋ねしました。昨今の学校で起きた消極的な案件、私は、先ほども申し上げましたが、特に千代田地区におきましては、志筑小学校の予算を整備にお金をかけてきました。そのことによって、ちょうど時期的に行政は財政健全化という全国的な財政を厳しく見詰め直すという流れになりましたもので、その中である程度の相場の施設整備の予算を伴う中では、私は教育振興費に予算が流れなかったのかなということで、実質圧縮のような形になってきたのではないかというふうに今回お尋ねをしているのでありまして、私は、今からぜひ将来を担う、ましてや少数精鋭なんですから、その子どもたちに効率的な能力を養ってもらおうということでは、予算を措置すべきというふうに考えております。

とりとめのない質問になってしまいましたが、ぜひこの地方創生と教育というのを、私はかす

みがうら市の起点として来る総合戦略の取り組みにぜひ踏まえて努めていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、あす3月6日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時17分